

# 成年後見制度に関する実態把握調査 報告書

令和3年3月

静岡県社会福祉協議会

➤ 調査結果の概要	2
➤ (1) 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査	8
➤ (2) 専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査の結果	18
➤ (3) 静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等 記述（全文掲載）市町ごと	22

## 「成年後見制度に関する実態把握調査」結果の概要

### 1 調査目的

静岡県内における成年後見制度の取組状況等に関する調査を行い、成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを“見える化”することにより、今後、予想される後見ニーズの急増に対応できる後見実施体制整備等の必要性を明らかにする。

### 2 調査の種類、目的、対象等

#### (1)社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

《目的》県内の社会福祉施設・事業所等における成年後見制度の活用に対するニーズ把握

《対象》県内の福祉施設・事業所等<4,054 か所>

《回答数》2,338 (57.7%)

#### (2)専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査

《目的》県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握

《対象》静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、静岡県社会福祉士会

### 3 調査方法

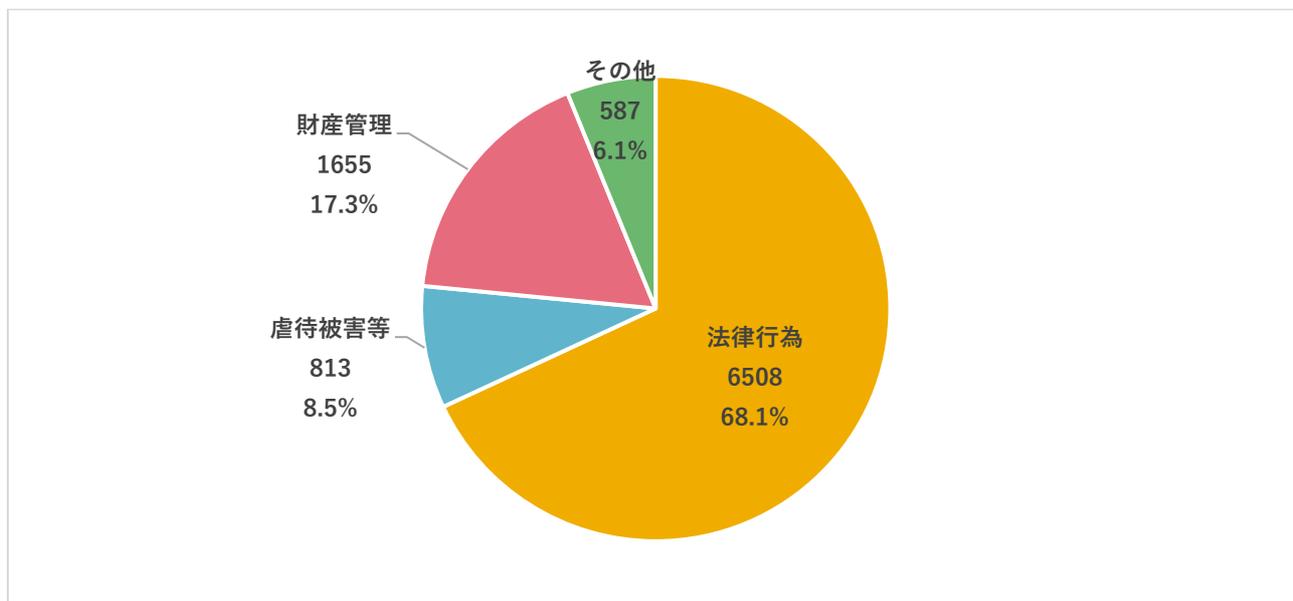
対象施設・事業所に対して、調査票を郵送等して調査依頼をし、回答を得た。

### 4 調査期間

令和2年10月1日から令和2年11月2日まで

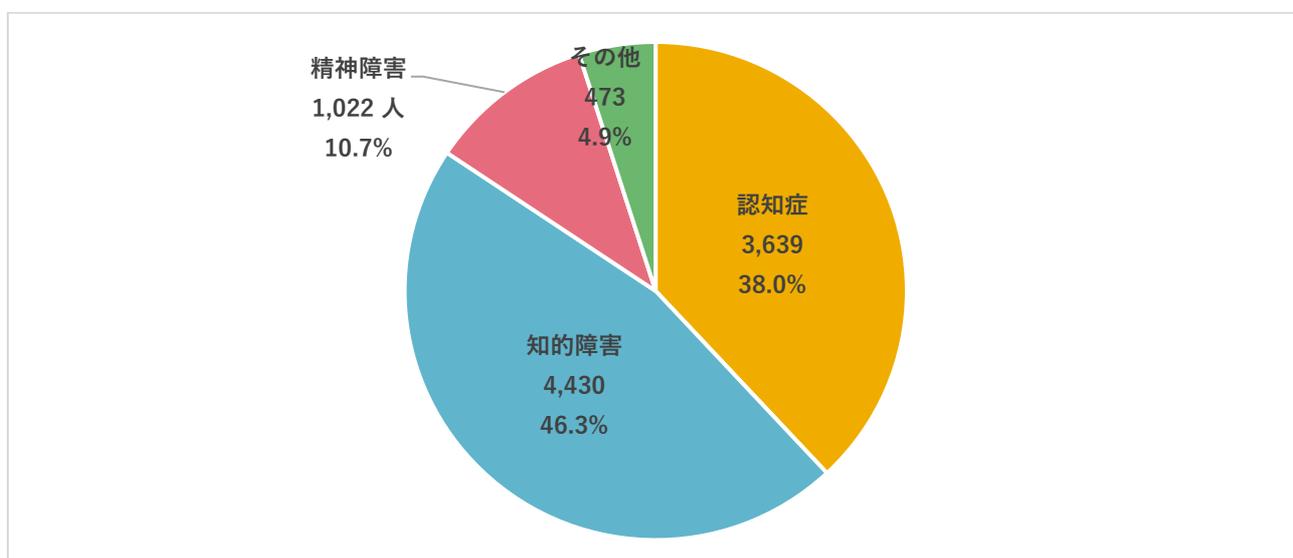
## <調査結果の主なポイント👉>

### ①成年後見制度等の権利擁護の支援が必要な方は 9,563 人以上 (回答率 57.7%での積上げ)

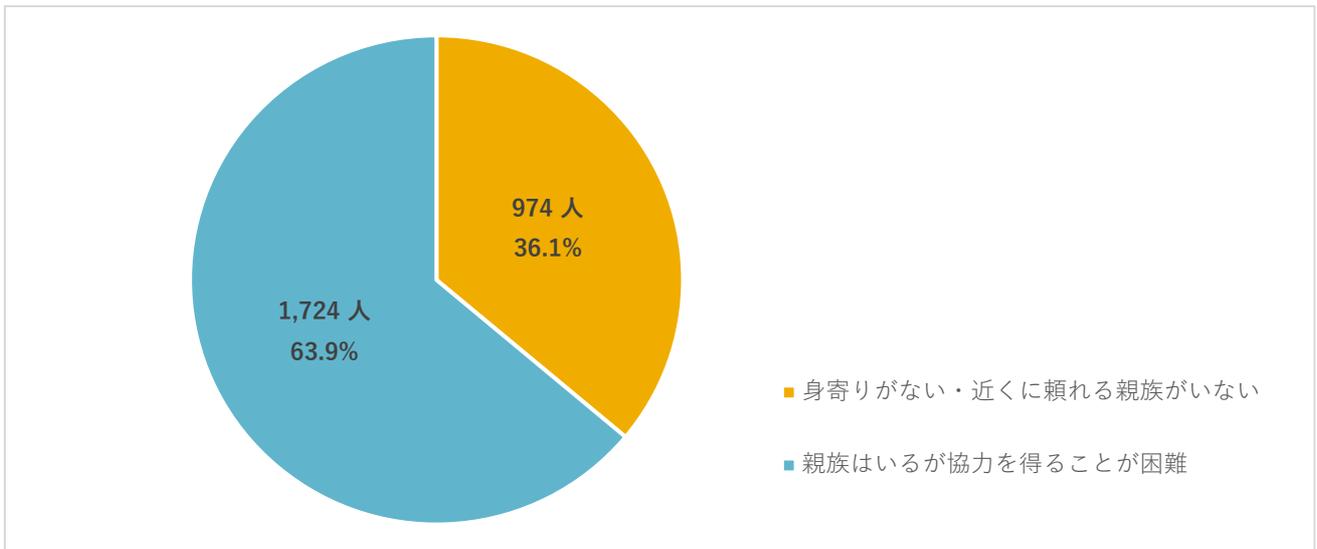


支援を要する内容としては、法律行為 6,508 人 (68.1%)、財産管理 1,655 人 (17.3%)、虐待被害等 813 人 (8.5%)、その他 587 人 (6.1%) であった。

### ②権利擁護の支援が必要な方の主要な障害等類型は認知症 (疑われる方を含む) 3,639 人 (38.0%)、知的障害 (疑われる方を含む) 4,430 人 (46.3%)、精神障害 (疑われる方を含む) 1,022 人 (10.7%)、その他 473 人 (4.9%) であった。

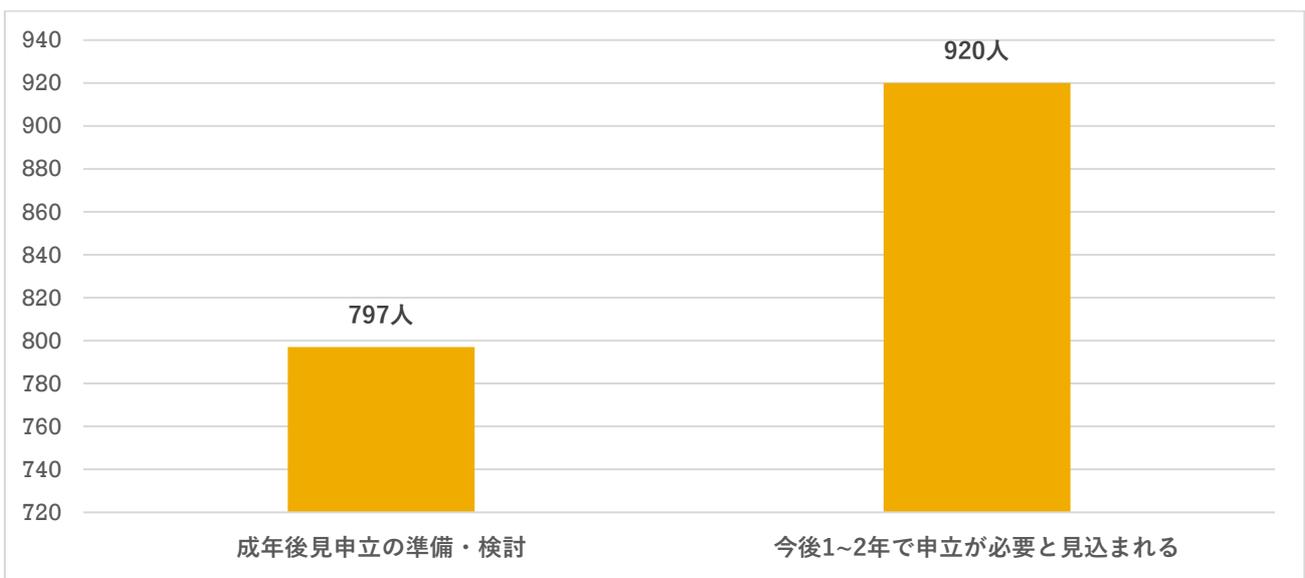


③身寄り・親族の協力を見込めない人は 2,698 人。

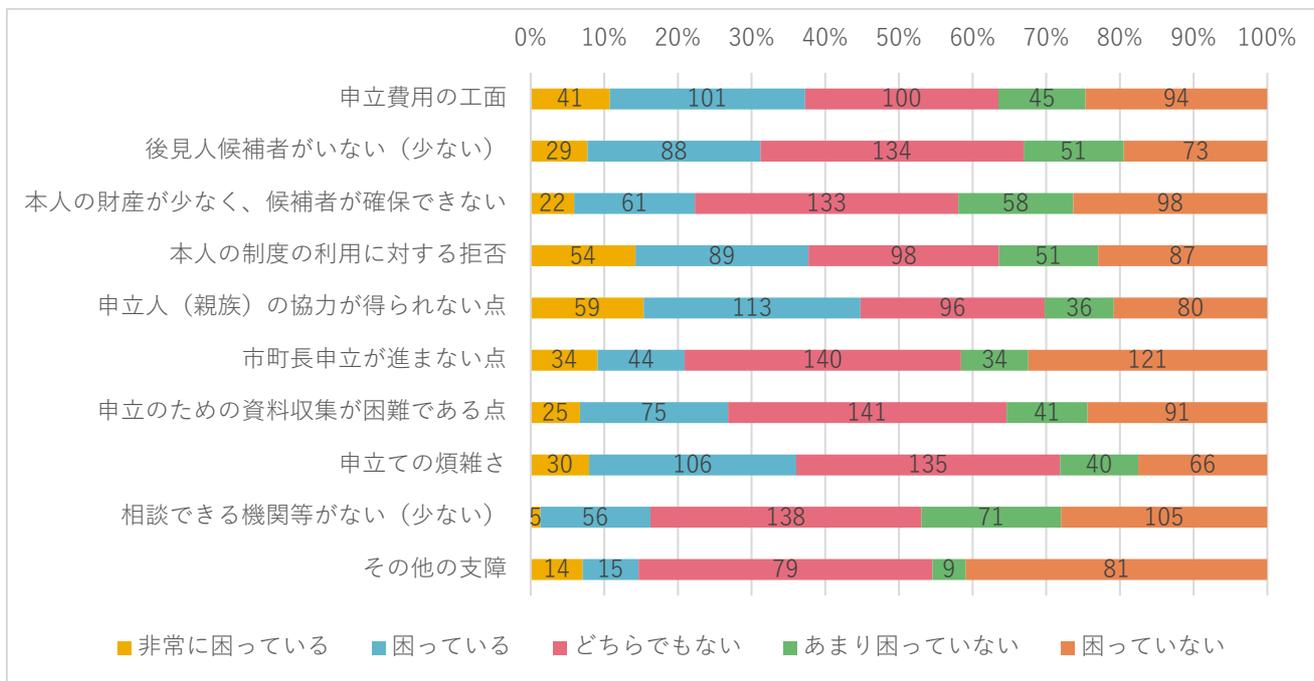


権利擁護の支援が必要と回答された、9,563 人の内、身寄りがいない・近隣に親族がいない人が 974 人（36.1%）、親族はいるが協力を得ることが困難な人が 1,724 人（63.9%）であった。

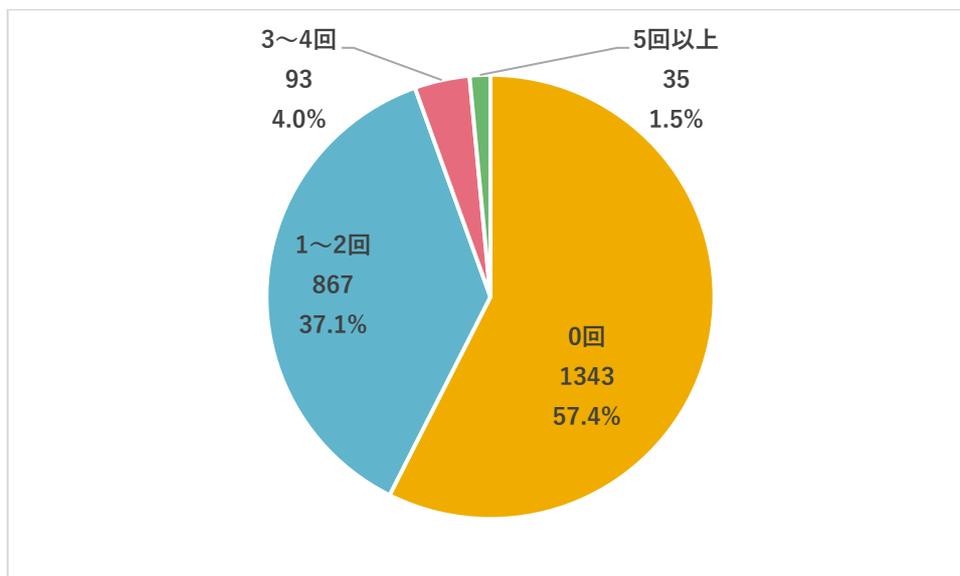
④施設・事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している権利擁護の支援が必要な方の数は 797 人（令和 2 年 10 月時点）。今後 1～2 年間で申立てが必要と見込まれる権利擁護の支援が必要な方の数は 920 人にのぼる。



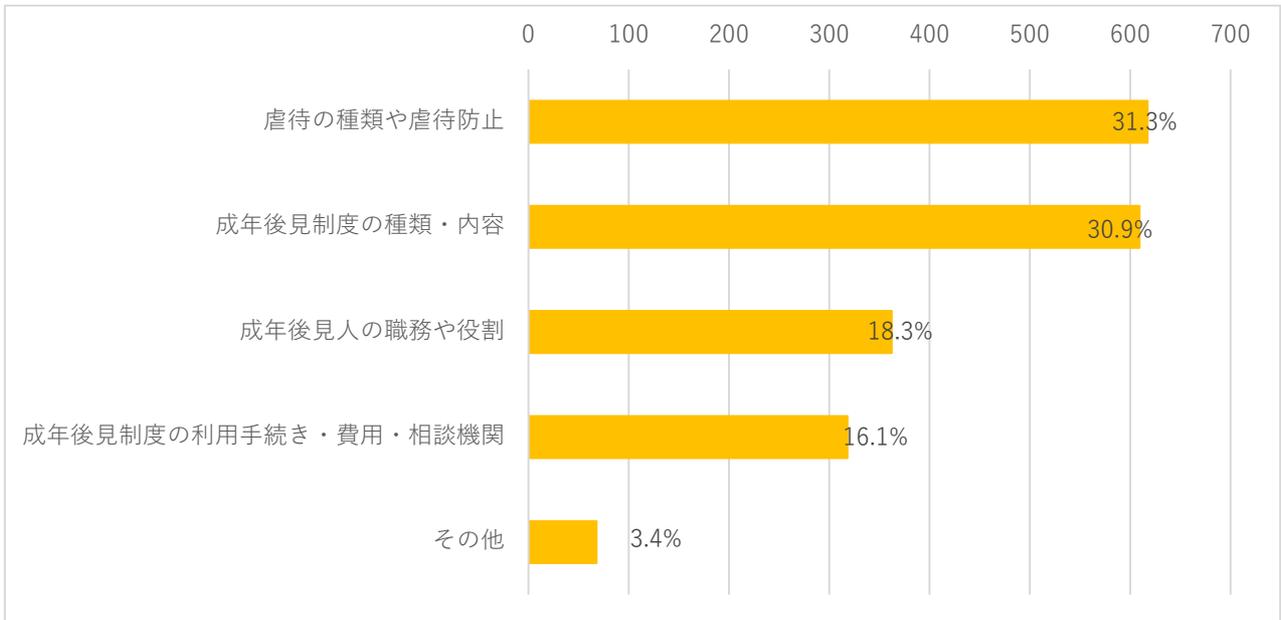
⑤申立て上、非常に困っている及び困っている点は、「申立人（親族）の協力が得られない点」が最も多く、次いで「本人の制度の利用に対する拒否」、「申立て費用の工面」となっている。



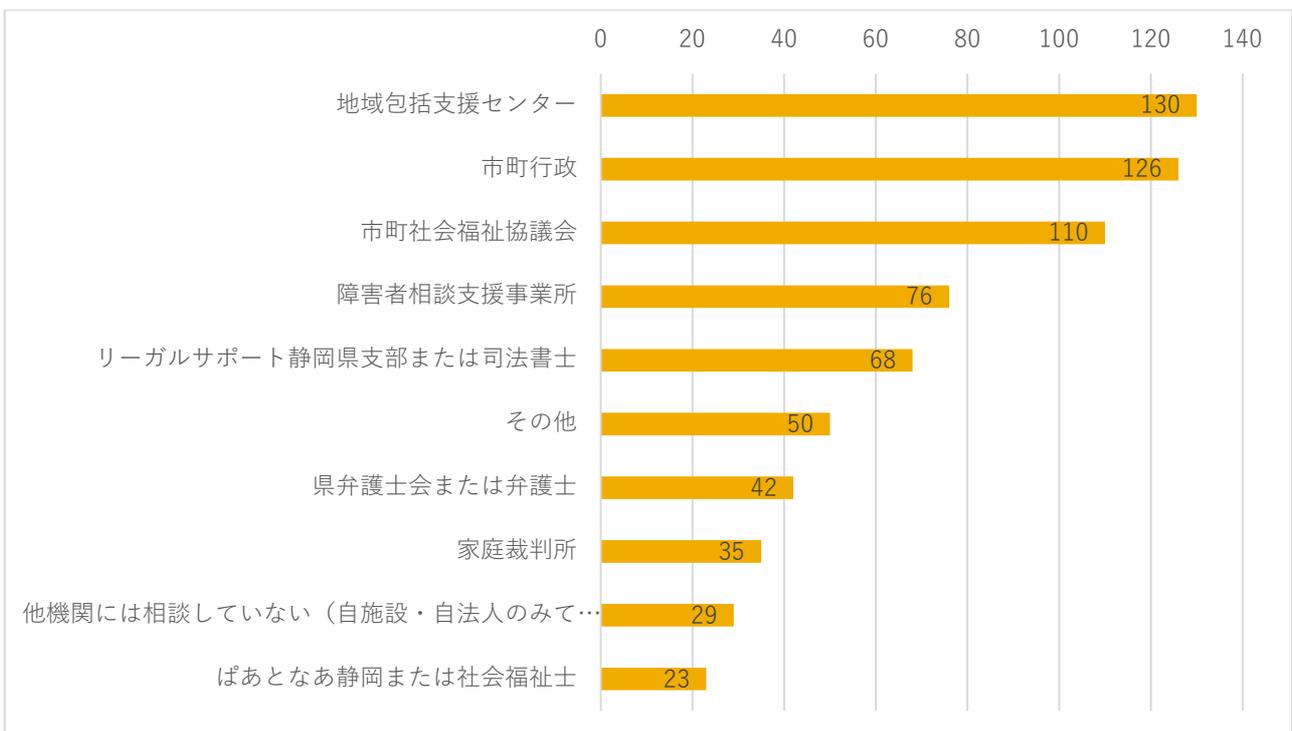
⑥施設・事業所（2,338 箇所）における権利擁護および成年後見制度に関する内部研修や派遣研修の実施回数は、「0回」が最も多かった。例年では開催している事業所がコロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を取りやめたとの意見が多かった。次いで「1～2回」、「3～4回」、「5回以上」、の順になっている。



⑦研修を実施していると回答した 995 箇所の施設・事業所のうち、権利擁護および成年後見制度に関する研修内容は、「虐待の種類や虐待防止」が最も多く、次いで、「成年後見制度の種類・内容」、「成年後見人の職務や役割」、「成年後見制度の利用手続き・費用・相談機関」の順となっている。  
 (※複数回答)



⑧成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討を進める上で相談している機関として最も多いのは、地域包括支援センター、次いで市町行政となっている。



---

⑨過去２年間で、成年後見制度につながった利用者がある施設や事業所は、制度利用につながった利用者いないところと比較すると、研修回数や研修内容の種類が多く、相談機関とのつながりも多いとの結果となった。このことから、成年後見制度を利用するためには、多岐にわたる内容の研修を実施し、相談できる機関を増やすことが効果的であると考えられる。

---

---

⑩研修実施の有無と成年後見制度の申立に向けての困りごとでは、研修を実施していない事業者のほうが「困っていない」と答えた。予測ではあるが、研修を実施していないと、問題や課題に気づきにくいため、困りごとが少ないと考えられる。

---

---

---

# 社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査

---

---

## アンケート概要

調査名 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

調査対象 高齢者・障害関係福祉施設・事業所等<4,054 箇所>  
(詳細は次ページに記載)

調査時期 令和2年10月

調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

有効回答数 2,338 通

有効回答率 57.7%

調査対象：静岡県内の福祉施設・事業所等＜4,052 か所＞

高齢者関係施設			
①養護老人ホーム	26	⑧在宅介護支援センター	35
②特別養護老人ホーム	309	⑨小規模多機能型居宅介護	149
③介護老人保健施設	125	⑩介護医療院	16
④認知症高齢者グループホーム	398	⑪救護施設	7
⑤軽費老人ホーム (A型・ケアハウス)	59	⑫訪問介護	683
⑥居宅介護支援事業所	282	⑬訪問看護ステーション	240
⑦地域包括支援センター	167	合計	2,496

障害者関係施設			
①療養介護	7	⑨計画相談	199
②生活介護	250	⑩障害者・生活支援センター	8
③自立訓練 (機能訓練 2)、(生活訓練 26)	28	⑪地域移行支援	9
④就労移行支援	76	⑫地域活動支援センター	34
⑤就労継続支援 A 型	98	⑬発達障害者支援センター	4
⑥就労継続支援 B 型	252	⑭障害者支援施設 (施設入所支援)	75
⑦共同生活援助(グループホーム)	185		
⑧居宅介護、重度訪問介護、		合計	1,558

## 調査結果の詳細

### 成年後見制度等の権利擁護の支援が必要な方の内訳

(一人で2つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択)

	項目	人	%
法律行為	① 本人の判断能力が不十分であるため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている。	392	68.1%
	② 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議などの法律行為を行えない。	4,252	
	③ 本人の判断能力が不十分であるため、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	1,864	
	<b>小 計</b>	<b>6,508</b>	
虐待被害等	④ 本人の判断能力が不十分であるため、現金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	351	8.5%
	⑤ 本人の判断能力が不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。	272	
	⑥ 本人の判断能力が不十分であるが、親族などが必要な医療・介護・福祉サービスの利用を拒否しているためサービスが受けられない。	190	
	<b>小 計</b>	<b>813</b>	
財産管理	⑦ 本人の判断能力が不十分であるが、管理すべき財産が多額（おおよそ1,000万円以上）である。	374	17.3%
	⑧ 税金や施設利用料・その他借入金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	448	
	⑨ 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができていない。	833	
	<b>小 計</b>	<b>1,655</b>	
その他	⑩ その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	587	6.1%
<b>権利擁護の支援が必要な方の合計</b>		<b>9,563</b>	

### 要支援者の主要な障害等類型

項目	人	%
① 認知症又は認知症が疑われる方	3,639	38.0%
② 知的障害者又は知的障害が疑われる方	4,430	46.3%
③ 精神障害者又は精神障害が疑われる方	1,022	10.7%
④ その他	473	4.9%
<b>合計</b>	<b>9,563</b>	



# 記述回答の概要

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

## 記述（要点）

### 1 成年後見制度利用促進に係ること

#### ◆ ①課題

- ・ 知らない、わからないといった理由で制度につながらない人への周知（8）
- ・ 具体的な困りごとの事例を使い、身近に感じられるようにする（7）
- ・ 利用を促進するのは良いが、実際にサポートしてくれる機関が必要
- ・ 様々な事情はあるが、その人に合った制度であったほしい

### 2 周知、啓発に関すること(制度の PR、研修など)

#### ◆ ①制度の PR

- ・ 一般向に成年後見制度のメリットやデメリットを周知してほしい（17）
- ・ 地域住民への周知(後見人ができることできないこと、金額等)（5）
- ・ お金のある人だけが利用する制度という間違った認識をなくしたい
- ・ 病院や介護施設に制度の理解を広めるべき
- ・ 成功例の PR をすべき
- ・ 体制整備が必要
- ・ こう犬くんは親しみやすい

#### ◆ ②親族への情報提供

- ・ 制度に対する研修会(特に本人・家族向け)が少ない（6）

#### ◆ ③利用者への情報提供

- ・ 利用者に対してわかりやすい資料提供、周知を行ってほしい（10）

#### ◆ ④従事者への研修

- ・ DVD 資料を内部研修等で活用したい（13）
- ・ 今後制度について学びたい(成年後見制度の出前講座の希望を含む)（12）
- ・ 親族への(制度利用を促進する)アプローチ法の研修の開催（5）

- ・ オンライン研修会での開催を増やしてほしい
- ・ DVD の活用方法を知りたい

### 3 行政に関すること(首長申立て、県・市町行政への意見)

#### ◆ ①首長申立て

- ・ 申立が進まない (11)
- ・ 市町によって意識の差がある (10)
- ・ 成年後見センターに対して意見等を求め、市民が納得できる制度運用をしてほしい
- ・ 行政が応じてくれ助かった

#### ◆ ②報酬助成

- ・ 金銭的に負担できない人に対する支援の拡充
- ・ 市町の財源だけでは厳しい。補助金を求める。
- ・ 県全体で方法と金額を統一してほしい

#### ◆ ③行政の対応

- ・ 関係機関と連携をとってほしい (5)
- ・ 経済的虐待案件における対応が不鮮明、迅速な対応をしてほしい (2)
- ・ 市の説明会を受講している
- ・ 現在本人が成年後見人の必要性について話し合うネットワークを作っている

#### ◆ ④その他

- ・ 申立費用が捻出できない (2)
- ・ 申立費用において、本人の後払いでもいいので助成制度や立替え制度があるとよい
- ・ 中核機関設置や市民後見人養成のための財政的支援の継続
- ・ 牧之原市、吉田町では訪問看護を導入前より後見人が立っている。対応に苦慮することはない

### 4 成年後見制度の利用に係ること(課題・要望)

#### ◆ ①制度の体制

- ・ 必要性は感じるが、敷居が高いと感じる 利用しにくいと感じる (20)
- ・ 不正のニュースを聞くと制度利用に不安 (10)
- ・ 関係機関の連携は必須、関わりを多くもつべき (7)

- ・ 使いやすい制度になることが求められる (5)
- ・ 制度について勉強しても、実際の必要なケースに活用できない (3)
- ・ 世帯で支援が必要な場合、総合的に(制度利用を)判断してくれる体制を整える必要がある (3)
- ・ ケアマネの仕事はどこまでか
- ・ 要介護認定申請時から成年後見制度の利用を検討すべき
- ・ 責任の取り方、責任を背負える人材の確保
- ・ 低所得者に対する受け皿がない
- ・ 介入方法を知りたい

#### ◆ ②手続き・費用

- ・ 後見人選任まで、利用が開始されるまでに時間がかかる (20)
- ・ 費用がかかることが負担 (17)
- ・ 書類、手続きが多い (15)
- ・ 診断書を書いてくれる医師が少ない (2)
- ・ 後見人選任までの期間、代理行為ができる仕組み (2)
- ・ インターネットによる手続きができるとよい
- ・ 市町に報告しているのだから、その情報を利用して市町が必要な人に制度案内にいつてはどうか

#### ◆ ③後見人

- ・ 後見人不足 (13)
- ・ 後見人の対応に問題あり (9)
- ・ もう少し身上監護をしてほしい (5)
- ・ 後見人が家裁に提出する事務書類や手続きが簡素化されると良い (5)
- ・ 社会福祉士の専門職後見人が増えるとよい (2)
- ・ 専門職の業種によって、対応が異なる (2)
- ・ 選任前にお試し期間があると、実際に選任されたときにトラブルはなくなる (2)
- ・ 施設と細かなコミュニケーションをとり、利用者様にスムーズな対応してくれてありがたい (2)
- ・ 任意後見人を探せない
- ・ 後見人の意見と支援者の意見に折り合いがつかずトラブルになったことがある
- ・ 後見人が先に亡くなったらどうなるのか
- ・ 後見人の考え方で行政サービスを受けられなくなる。統一してほしい。

- ・ 一度後見人をつけると外すことができないのが納得できない

#### ◆ ④その他

- ・ 医療同意ができない点が課題と感じる (13)
- ・ 判断能力はあるが、身寄りのない人や親族関係の希薄な人への支援、死後事務等 (7)
- ・ 本人が安心して暮らせるように支えていきたい (6)
- ・ 判断能力に低下のない身体障害者や高齢者について、金銭管理をやって欲しい (3)
- ・ 死後事務を後見人にやってもらいたい (2)
- ・ 申立てがしやすいように県で指針やガイダンスを示してほしい
- ・ ひきこもり等のケースに対する対応が必要
- ・ 後見監督人の役割も重要となってくる
- ・ 利用にあたり、本人とのつながりが遠い方からの話となり、若い頃の生育歴等が把握できない
- ・ 長谷川式簡易知能評価スケールが重視されすぎているのが問題
- ・ 学生のうちから制度について学ぶ機会があると良い
- ・ 制度について、わからないことがわからない、支援者として知っておくべきことは何か
- ・ 未成年後見人の選出の仕方の検討

ALSを患っている利用者の成年後見制度の利用について

## 5 社会福祉協議会に係ること(意見・要望、日常生活自立支援事業)

### ◆ 取組

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、窓口対応の統一化 (7)
- ・ 日常生活自立支援事業が利用できない (3)
- ・ 社協は柔軟に対応してくれている (2)
- ・ 他機関との連携
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用ができると良い

## 6 法人後見、市民後見に係ること

### ◆ ①法人後見

- ・ 社協の法人後見が利用しやすくなると良い (5)
- ・ 法人後見の受任先が増えると良い

## ◆ ②市民後見

- ・ 市民後見人の育成、フォロー体制が必要 (11)
- ・ 安定している利用者には市民後見人が良い
- ・ 市民後見人の高齢化が危惧される

## 7 施設・事業所の運営状況に係ること(現状、利用者の状況・課題)

### ◆ ①施設職員に関すること

- ・ 研修に参加したい (24)

・ 相談を受ける職員が権利擁護支援について理解しニーズの把握、対応を行える様にしておく事が求められる (5)

### ◆ ②利用者、親族の現状と課題

- ・ 家族が制度利用を拒否したり、必要性を感じてくれない (24)
- ・ 家族の高齢化 (10)
- ・ 家庭内で家族が本人の年金を使っている場合、本人の財産は守れない (7)
- ・ 本人が判断能力の低下、制度利用の必要性を感じていない (4)
- ・ 就労支援の現場では、生活面について深く情報収集できない
- ・ 認知が進み、制度を利用することでより判断能力の低下が考えられ、利用に至らなかった

### ◆ ③施設・事業所の現状と課題

- ・ 今後は制度利用が増える考える (16)
- ・ 現在は家族や職員の支援があるため、制度は必要ない (11)
- ・ 入所時に後見人等が就くと助かる (3)
- ・ 必要な方は、制度につながっている (2)
- ・ 職員の学習不足から、制度を利用すべきか否かの判断がつけにくい

### ◆ ④成年後見制度の利用

- ・ 制度利用時のタイミングが難しい (5)
- ・ すべての人が利用すべき。
- ・ 中核機関の動きが見えない
- ・ 金銭面だけではなく、生活面全般もみてくれるといい

## 8 相談窓口に関すること

### ◆ 相談窓口

- ・ 身近な相談場所の確保、活用 (18)
- ・ 書類作成を手伝ってくれるところが知りたい、サポートしてくれる人を紹介して欲しい(5)
- ・ 相談すること自体、敷居が高い (5)
- ・ 困難ケースはどこに相談したらいいか (5)
- ・ 相談機関と地域包括支援センターとの役割分担の明確化 (2)
- ・ 信用金庫に相談窓口があるようだ、手厚い支援が受けられる (2)
- ・ 弁護士は時間がかかる。早急に手続きを進めたいときはどこに相談した方がいいか
- ・ 障害の計画相談と権利擁護支援機関の連携を求める
- ・ “計画・障害児・介護のネットワークづくり”に問い合わせしている
- ・ 市町に専用の窓口が欲しい

### ◆ 周知・体制づくり

- ・ 福祉サービスのない人の実態を把握すべき (4)
- ・ 親の介護で悩む人は多くでてるのではないかと 早めに親子で相談できる窓口が欲しい (2)
- ・ 相談機関によってかかる経費が変わることに不公平さを感じる
- ・ アウトリーチ面が弱い

---

---

# 専門職後見人団体の活動状況に関する アンケート調査の結果

---

---

## アンケート概要

目的 県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握

対 象 1. 静岡県社会福祉士会  
2. 静岡県弁護士会  
3. 静岡県司法書士会

調査時期 令和2年7月

調査時点 令和2年7月末

調査方法 文書依頼と郵送による回答

依頼数 3

回答数 3

**団体名：一般社団法人静岡県社会福祉士会、調査基準日：R2/5/31**

管轄 家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数	受任可能件 数
静岡	静岡市	321	83	71	249	
沼津支部	沼津市	87	18	15	35	
	御殿場市	29	7	7	10	
	裾野市	23	6	5	13	
	三島市	64	13	11	21	
	伊豆市	30	4	2	4	
	伊豆の国市	34	8	6	12	
	清水町	12	4	2	5	
	長泉町	22	5	2	7	
	小山町	6	3	2	4	
	函南町	20	4	2	3	
	富士支部	富士市	123	31	22	45
富士宮市		64	22	16	40	
下田支部	下田市	9	2	1	2	
	東伊豆町	6	4	3	7	
	河津町	5	2	1	1	
	南伊豆町	9	3	3	9	
	松崎町	5	1	1	2	
	西伊豆町	4	3	2	6	
浜松支部	浜松市	265	59	44	243	
	磐田市	45	9	9	43	
	袋井市	23	7	5	15	
	湖西市	12	4	4	14	
掛川支部	掛川市	37	6	6	20	
	御前崎市	12	5	5	11	
	菊川市	17	4	3	15	
	森町	7	2	2	3	
熱海 出張所	熱海市	16	9	8	16	
	伊東市	24	4	4	6	
島田 出張所	島田市	28	7	6	21	
	焼津市	71	16	13	59	
	藤枝市	58	10	9	20	
	牧之原市	19	6	6	9	
	吉田町	10	1	1	2	
	川根本町	4	1	0	0	
	合計	1521	373	299	972	

団体名：静岡県弁護士会、調査基準日：R2/7/31

管轄 家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数	受任可能件 数
静岡	静岡市	192	116	81	300 件程度	200 件程度
	島田市	3				
	焼津市	3				
	藤枝市	7				
	牧之原市	1				
	吉田町	0				
	川根本町	0				
沼津支部 富士支部 下田支部	沼津市	67	50	62	350 件程度	年 250 件 程度
	御殿場市	3	3			
	裾野市	2	1			
	三島市	13	9			
	伊豆市	0	0			
	伊豆の国市	2	1			
	清水町	1	1			
	長泉町	1	1			
	小山町	0	0			
	函南町	1	0			
熱海 出張所	熱海市	3	1	26		
	伊東市	5	3			
浜松支部	富士市	33	23	6		
	富士宮市	5	5			
下田支部 掛川支部	下田市	7	5	6		
	東伊豆町	1	1			
	河津町	0	0			
	南伊豆町	0	0			
	松崎町	0	0			
	西伊豆町	0	0			
熱海 出張所 島田 出張所	浜松市	134	73	64	300 件程度	200 件程度
	磐田市	11	2			
	袋井市	1	0			
	湖西市	2	1			
掛川支部	掛川市	6	6			
	御前崎市	0	0			
	菊川市	1	1			
	森町	0	0			
	合計	505	303	239	0	0

団体名:公益社団法人成年後見リーガルサポート静岡支部 調査基準日 : R2/7/31

管轄 家庭裁判 所	行政区分	会員数	リーガル 会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数	受任可能 件数
静岡	静岡市	111	60	52	52	428	不明
沼津支部	沼津市	33	13	9	9	73	不明
	御殿場市	6	1	0	0		不明
	裾野市	6	2	1	1	6	不明
	三島市	17	11	7	7	96	不明
	伊豆市	1	1	1	1	4	不明
	伊豆の国市	4	1	1	1	1	不明
	清水町	2	0	0	0		不明
	長泉町	4	3	1	1	2	不明
	小山町	0	0	0	0		不明
	函南町	4	0	0	0		不明
富士支部	富士市	25	13	11	11	75	不明
	富士宮市	15	5	5	5	59	不明
下田支部	下田市	6	2	1	1	11	不明
	東伊豆町	2	1	1	1	30	不明
	河津町	2	2	2	2	13	不明
	南伊豆町	0	0	0	0		不明
	松崎町	0	0	0	0		不明
	西伊豆町	1	1	1	1	6	不明
浜松支部	浜松市	128	54	48	48	404	不明
	磐田市	16	9	7	7	49	不明
	袋井市	12	6	5	5	46	不明
	湖西市	6	4	3	3	25	不明
掛川支部	掛川市	14	6	5	5	66	不明
	御前崎市	1	1	1	1	6	不明
	菊川市	4	0	0	0		不明
	森町	2	0	0	0		不明
熱海 出張所	熱海市	3	1	0	0		不明
	伊東市	9	2	2	2	34	不明
島田 出張所	島田市	13	7	5	5	117	不明
	焼津市	15	9	9	9	113	不明
	藤枝市	22	11	10	10	93	不明
	牧之原市	7	4	4	4	25	不明
	吉田町	1	1	1	1	48	不明
	川根本町	0	0	0	0		不明
	合計	492	231	193	193	1830	

---

---

# 記述（全文掲載）市町ごと

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

---

---

## 記 述（全 文）

### 下田市

- ◆ 県外から転入してきた方が高齢認知症、独居不安等により成年後見制度が必要になるケースが増え、てくと予測されます。お金に関する事なので信頼できる人物が間に入り、不安なく後見人につなげるためにもケアマネジャーやいつも接するヘルパーの役割は大きいです。
- ◆ 地域における市民後見人の育成に力を注いでもらいたい

### 伊豆市

- ◆ DVD とパンフレットありがとうございました。現在入所されている利用者様は後見人等を利用されている方はおりませんが、今後一人暮らしや身寄りが遠い方や感染症の関係で利用を考える方も出てくると思います。職員もこの DVD を見て勉強できたら良いなと思います。ありがとうございました。
- ◆ 利用者様の中に後見人を利用されている人がいます。施設と細かなコミュニケーションをとり、利用者様にスムーズな対応をしていただけています。とても助かっております。施設では、願ひする事は少ないですが、在宅の方だといろいろと大変かと思いますが、一般の方にも広く知ってもらえると良いなと思います。DVD とパンフレット、わかりやすくありがとうございました。
- ◆ 一般市民の方への成年後見制度啓発をお願いします。  
メリット、デメリット、他の制度（日常生活自律支援事業）
- ◆ 成年後見人と社協日常生活自立支援事業の併用について静岡県は認めていないと伺っています。専門職後見人等が選任されても市外であり、多忙でネットワークが悪いのでちょっとしたことでも迅速な対応をしてくれないと相談をもらったことがある。後見人等が日常生活自立支援事業の契約を締結することで被後見人等への早期対応や後見人等の業務負担も減るのでは？当市の法人後見

や市民後見人はまだ先のようなようです。

- ◆ 申立の書類作成等、手伝ってくださる機関欲しい  
後見人が決まるまで少しの間だけ財産を保護してくださる機関が欲しい
- ◆ 本人の判断能力不十分で家族も協力が得られてないケースがありますが、ケアマネジャーや市の担当者  
と相談しながら支援しています。自分の学習不足もあり、後見人制度の利用への判断が  
できないこともあります。適宜、カンファレンス等行っていますが更に理解を深めた支援が  
できるような努めをします。
- ◆ ①後見制度は良いですが 就 B に通える方々はほとんど補佐人くらいになります。補佐人でも  
良いのですが効力が少ないのでもう少し力になれば手続きしても良いという方が  
あります。  
②後見人になると財産管理など提出物がとても面倒と言う方もありました。管理上  
必要だとは思いますが簡素化できる事があれば助かるみたいです。  
③成年後見制度の研修も「権利擁護・・・」と同時開催として下さると研修し  
やすいです。
- ◆ 通所の事業所のため生活におきている課題は、本人の様子や家族からの情報を得た際  
は、関係機関につなぎ相談をしている状況です。地域のサービス機関と協力し、安全な  
生活を送るためには、より具体的な仕組みを当事業所でも学びたいと感じています。  
利用者家族の高齢化も深刻な問題となっておりますが、人に知られたくない、人に  
頼ることははずかしい、わからない、介入していくことをいやがるケースでの対応  
について、どうしたらよいかと思います。
- ◆ 入所施設に関しては 後見人、補佐人等 公的支援者が付いていてくださると助か  
ります。特に年齢が高齢者になるにつれて必要だと思えます。

## 伊豆の国市

- ◆ 市町によって首長申立ての意識が違うため、県として市町の意識が標準化でき  
るようにしてもらえると現場が助かります。例えば虐待（経済的）に対して、どの  
ように市町が対応していくのか等
- ◆ 成年後見人制度の相談も包括も受けるが申立ての金銭的な問題や首長申立てが  
できずに職員が関わることもある。かなりの業務量。
- ◆ 県内各市町への中核機関の設置及び市民後見人養成のための財政的支援の継  
続をお願いしたい
- ◆ 特にありませんが、書類が多く時間がかかるので改善していただけたらと思  
います。
- ◆ 認知症である独居、家族は千葉。

お金を使いこんでしまうため、息子さんが通帳の管理を行っている。お金がなくなると息子さんに入金を請求している状況。本人の性格、被害妄想もあり、慣れたスタッフしか対応できていない。息子さんに対し、攻撃的な発言をする事もあります。この事例は家族にもう少し関わってほしい状況であり、後見人とは違うのかと思いますが、対応には困っています。

- ◆ 現在は親族からの支援を得られているが高齢化や親族亡き後、支援が必要なかたが増加すると思われます。(かかわっているケースの中にも近い将来該当となりそうなケースが数件あります)

## 伊東市

- ◆ 成年後見制度を運用するにあたり、時間、手間、経費がかかる為、使いやすさにクローズアップして欲しい。
- ◆ 手続きの複雑さの解消。病院や介護事業所における成年後見制度への理解を高めることで制度が更に広まっていくと考える
- ◆ まだまだ地域住民への周知が足りていないように思います。また、後見人候補（専門職）の数は圧倒的に少なくスムーズに利用ができない状況がある。金銭的にも困難な方がいるため、助成についても改めて検討して頂きたい。
- ◆ 成年後見制度を利用しなくても日常生活自立支援事業の利用で生活の安定が図れるケースが相談援助業務の中で多々あります。しかし、担当窓口へ相談をかけても「県社協の許可が出ないから受けられない」と窓口レベルで断られてしまう事が多いです。日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携は今後とも重要であると思いますが、静岡県下で日常生活自立支援事業の利用のし易さについて市町村間で格差が無いようにしていただきたいです。
- ◆ 市民後見を推し進めてほしい
- ◆ 8050 問題のように親の年金を頼りに生計を維持している場合、本人の財産を守ることは難しいと思います。行政がどこまで関わってくれるのか？CM が支援していく範囲が今後家族の問題も含めて増えてくるのではないかと思います。知識を得る事も必要かとは思いますが、行政、専門職とのスムーズな連携がとれるようなシステムがあればいいと思います。
- ◆ 費用負担が大きい。市町に専門の窓口を置いてほしい。
- ◆ 独居の認知症も増えていて、家族と疎遠な方も多くなっています。今後はこの制度は必要と思いますがどの状況で依頼してもらうかのタイミングは難しいのかと思われます。
- ◆ 障害福祉の計画相談支援と権利擁護支援機関との連携ができているのか？スムーズな相談がで

きると安心です。

## 熱海市

- ◆ 成年後見制度を知らない人が多い。
- ◆ 必要な人、将来必要になると思われる人に制度の説明をしても面倒なのか？申し立てには至らない。
- ◆ 10年位前に3件ほど成年後見申し立てに関わりましたが、書類が複雑だったり、診断書を書いてもらえる医師が限られているので手間がかかる。（医師に日常生活の状況を説明しないと行かない。）
- ◆ 社協等の市民にとって身近な相談できる場が増えるといいと思う
- ◆ 熱海市は身寄りのない高齢者が多く、独居で認知症が進行している方、総てに申し立てを行うことも難しいが、専門職後見人だけでは受任しきれない状況が生じているので、市民後見人の養成を継続していくことも必要かと思えます。
- ◆ 地域における相談機関の周知及び相談機関と包括支援センターとの役割分担の明確化が必要だと感じます。
- ◆ 法的な後見人はいないが、サービス関係者らがフォローしあって生活が成り立っている。（主に社協）サービス利用している人は何らかの支援を受けやすいが、何も利用していない人の実態調査をするべき。
- ◆ 今後 親亡き後の障害者に対する、増々の成年後見制度の必要性が考えられてきています。手続き上の大変さもあり（仕方ありませんが・・・）後見制度の敷居の高さもあり、その点は今後とも、制度の理解と周知に努めていきたいと思えます。

## 三島市

- ◆ 後見人によって入居者への関わりレベルに差がありすぎる。（特に終末期や入退院時の協力体制、金銭管理はしてくれているがそれ以外、訪問することもなく施設へ預けっぱなしになっていることが多い）
- ◆ 今後は市町の社会福祉協議会が運営する法人後見が利用しやすくなると施設側としてはありがたいです。
- ◆ 今現在、手続きを始めている方がいますが、決定までかなりの日数がかかるためそれまでの間の支援が受けられずとても困っています。申し立てを始めた時から決定するまで仮の支援があると

とてもありがたいです。ケアマネではどうにもできず金銭管理に本当に苦労しています。

- ◆ 利用までの手続きが困難な為、つながるまでに時間を要する
- ◆ 身寄りのない方にとって後見制度は有効な制度と思うが金銭負担や手続きの難しさから利用につなげられない。
- ◆ 成年後見について、正しく理解されていないようです。お金のある人の財産管理をしてもらう所と思っている方が多い、高齢者の人にも分かりやすい周知活動が必要です。
- ◆ 利用者が認知症等で生活上困ったことがあればケアマネジャーに連絡し、訪問介護の事業所として申立をする事はまずありませんが、成年後見人の制度はきちんと学んで知っておかねばならないと思います。成年後見制度が必要だとヘルパーが判断したとき取るべき行動等、冊子やDVDなどの学べる教材が発信されるとありがたいです。
- ◆ 家族関係が上手にいつている人、夫婦間であってもすべての人に成年後見人制度は適応した方が良いと思う。年金管理や支払いをしっかりと行っているとはいえ、あまりのお金を使っている人も多い。多分、思った以上に家族内で流用している人多いと思う。又、家族間で使ったお金はきちんと記録されていないケースが多い。
- ◆ まだまだ知られていない、なんとなく知っている、利用したいが一步ふみだせないなど様々だと思うので、面談等で伝えていくなど施設内での取り組みが大切と思う。
- ◆ 各市町により社会福祉協議会の対応が違うので統一してほしい。社協で後見人制度を全部の市町で行ってほしい。
- ◆ 制度を利用したい、したほうがよいと思われる方などいらっしゃいますが、ご本人が制度を使うにあたりどのようにしたら良いかや自分がどこまで使えるお金が残るのかなど心配や不安があると手続きに至らず、しばらくそのままになっていることもあります。そうなるとう友人におかねをかりてしまったり、もしくはおごらせられたりとどんどんご自身で把握するのが難しくなることもあるので、もっと成年後見制度や日常生活自立支援事業などについてスタッフもご本人も知る必要があると感じています。
- ◆ A型事業所なので、成年後見制度を早急に必要としている人は特におりません。但し、相続等、高額な契約時には、適格な判断をできる支援が必要であると考えています。
- ◆ 専門職後見人（弁護士+社会福祉士）がついていながら入所している。施設の言うがままの処遇に甘んじ本来の意味での権利擁護、本人の希望が尊重されていないなど、なされていないように見受けられる。お金の管理をするだけが成年後見人ではないことも伝えていってほしいです。

- ◆ 記載した1人はすでに司法書士が後見人で介入されており、社協とも並行に、相談・協議しています。
- ◆ 成年後見制度に関する研修があれば、なるべく参加したいが、営業時間内での参加が少し難しいオンライン研修会での開催を増やしてほしい。
- ◆ 制度があることを知らない方が多い。
- ◆ 三島市では社協が日常生活自立支援事業で柔軟に対応してくれるケースが多く、他支援者と協働することで、後見制度の利用に至らずとも生活をなりたたせている方が多くいます。今回計画相談ではないので件数にあげませんでした。一般相談でかわり成年後見につながったひとが2年前にいました（司法書士が補助人としてつきました）。
- ◆ 知的障がい者の場合、障がいが重くなれば判断能力が十分とは言えず法定後見の対象となりますが多くの場合、保護者がいるということで後見制度に結びつかないことがあります。まだ親亡き後の制度という認識が強いのではないのでしょうか。障がい者本人を守るという意味で制度が使いやすくなればと思います。
- ◆ 問いの設問の利用者は 今後福祉サービス利用見込み、精神科病院での長期入院の方でもあり「社会福祉士」が良いのでは、と家裁から提案をいただきましたが、該当者なく（対応できる人がいない）、結局「弁護士」になりました。受けてくださる福祉職の方がもっといると有難いと思います。

## 沼津市

- ◆ 成年後見人制度利用時における市長申立てを行っていただいた方が以前おりましたが、まったく話が進まず活動より1年間かかったことがありました。困る期間（待ち時間）をもう少し短くできないかと感じました。
- ◆ 利用者様の身内の方が施設の支払い管理を拒否したいとの相談がありました。後見人をつけるのはお金がないので無理です。一般のかたの任意後見人も探せないのが困っているとのことでした。その後、包括の方へお願いをしました。
- ◆ 県による制度の普及活動もありありがたいと思っています。当所の場合、老健のため入所者の医療費は原則包括扱いのため、申請時の書類作成等において手間と費用負担がかかる事があり、苦慮している部分もあります。様々な課題解決のためにも研修や窓口の活用はしていきたいと思えます。

- ◆ ご家族にこの制度をお伝えしても、費用面、時間（手続き等に要する）等のことが障害となり、まだまだハードルが高い様子です。 本当に必要な人が制度を受けられるようなくみを考えてほしいです。（このような情報を得られずに困っている人がいる気がします）
- ◆ 以前該当する利用者様が入居されていたので研修を受けました。現在、該当者は入居されていませんがいつでも対応できる様、知識を深めたいと思っています。  
信用金庫さんでも相談窓口があると案内が来ました。  
弁護士さんに依頼するとお忙しいようでなかなか話が進まないと聞いたことがあります。困っていて早急に進めたいときはどのようなところに相談すれば良いか気になっています。
- ◆ 低所得者に対する受け皿が少ないように思える。
- ◆ 利用しやすい制度でないというイメージです。私の周りもそう思っています。手続きも大変なイメージがします。そんなイメージが変えられたらと思います。
- ◆ 身寄りのない方（身内がいないわけではないが、遠縁でほとんど関わりがない）で、現在貯金と年金で生活しているが、近いうちに貯金もなくなりそうな状況で、今後生活保護を受給する事がほぼ決まりの利用者様がいるが、ご自分か亡くなった後の手続きを心配されている方がいます。認知はなく、ご自分で判断できますが、金銭的な事情もあり、出費をおさえなければいけないため（制度を利用する事でお金がかかるため）制度の利用まで至らない方がいます。
- ◆ 以前認知症独居女性の方で物とられ妄想（主に金銭）が酷い為、制度の利用を検討した方がいました。隠した多額の金銭が出てこない事が続いていた為、息子さんに成年後見制度を提案しましたが、状況が悪化する可能性があるとの理由で制度の利用には至りませんでした。その為、地域包括支援センターを中心に地域（金融機関、民生委員、警察、自治会等）で見守っていくことになりました。  
このような困難ケースも少なくないと思いますので、何か良い策があればと思っています。紹介したケースの利用者さんは結局周辺症状が収まることなくグループホームへ入所となりました。
- ◆ 成年後見人制度を利用するケースは増加の一途だと思っています。利用促進事業により、市町が報酬付与を支援するケースも増えていくことが予測されます。市町のみ財源で対応していくにも限界があると思いますので補助金などの対応があると後見制度利用も進んでいくと思います
- ◆ 経済的虐待ケースは迅速に市町申立をしてもらえるような仕組み作り  
法人後見の受任先を増やしてほしい（個人での受任よりも安心感があるという意見）
- ◆ 市町によってバラつきがあると思いますが、市長申立に対してより柔軟な対応とスピードがある

と良いと思います。成年後見まではいかないと思われる方々がすぐに活用できる日常生活自立支援事業であってほしいと思います。

- ◆ 市町村申立について各市町で成年後見支援センターに対して意見を求めるなど権利擁護の為、市民が納得できる制度運用を運用願いたい。
- ◆ 今後ますます権利擁護に関する相談が増えてくると思いますが、包括だけでは対応しきれなくなると心配しています。市町単位で包括を社協が協働して対応できる具体的な仕組みができれば良いと思います。
- ◆ 行政や社協の取り組みは自治体によって温度差がみられ当沼津市においては後塵を拝する状況と感じている。クライアントへの真の支援に繋がる姿勢を今後示してもらいたいと思う。日常生活自立支援事業等、社協が窓口となっている制度へも同様の対応をお願いしたい。
- ◆ 申立書類作成の援助、手伝いをするための研修（ポイントやちょっとしたアドバイス等）
- ◆ 本人は年金も少なく協力してくれる親族がいない方も多く、申立ての費用から問題になるため、その点における支援や負担制度があれば利用促進になるのではないかと。  
市町長申立てにおける促進。  
もっと早急に、簡潔な手続条件で申立てができればいい。  
資力が低い方、報酬が払えなそうな方には、選任までに時間が掛る→後見人等が決まらない後見人等が選任されるまでの間の金銭管理や手続などの代理行為ができる仕組みがあるとよい。
- ◆ 困ったときは、法テラスへすぐ相談するなど助かっています。申立費用も用意できない家族もいて、その場合が困っています。
- ◆ いまは、該当する方がいませんが、申立費用すら出せない方が多いです。
- ◆ 後見制度がまだ広まっていないことや、「困り事」の具体的内容がある中でも、知らない、わからないが原因で制度の利用につながらない人が多数いると思われます。具体的な「困り事」の事例がパンフレット等に記載され、身近に制度の利用をできるような情報発信が必要と思います。認知症のニーズがとても大きくなっている中で、認知症を支える人達への発信力に期待しています。
- ◆ 精神科入院時（医療保護入院）に同意者が誰になるか家族には拒否され病院には同意者を決めてほしい。行政には家族を説得してくださいと言われとても大変な状況になることが年、数回ある。1年に1名程度成年後見制度の申立てをしているが時間や費用もかかる為、慎重に進めたりその都度、生活保護担当さんに相談している。救護施設に入所している利用者は複雑な家族関係、生

活歴の方が多く、成年後見制度を申請した方がよい方も多いため申請についても相談したい。

- ◆ 本人の判断能力はあるが身よりがいない方が増えてきている。
- ◆ 弁護士の後見人はきちんとして安心だが弁護士が多忙で緊急時の連絡対応が困難なケースがある。
- ◆ 今後お世話になる対象者が利用を開始しましたらご相談させていただきます。
- ◆ 沼津信用金庫のサポートを受けている方が1名いらっしゃいます。色々な相談をしており手厚い支援が受けられています。
- ◆ 成年後見制度に関わる以前に、本人の判断能力に不安等が全く感じられず、当然困ってしまう事が多々あります。私達就労支援側からすれば、利用者の担当者の知識が薄いと思います。病院側も行政も個人レベルに踏み込めていない様です。A型利用者様はいずれ介護になる方がいます。私達がもっと情報・知識を増やして皆さまと共有したいと思います。
- ◆ 我々の様な事業所の職員が知識を深め、目の前の利用者さんやそのご家族を、適切な相談機関につなげていく必要性を強く感じます。もっと、オンラインでの成年後見制度に関する研修を行っていただければ、知識が身につく、上記の様な行動に多くつながっていくのではないかと存じます。
- ◆ 保護者の高齢化に伴い、相談させていただくことがあるかもしれません。その際はよろしく願いいたします。
- ◆ 研修ありましたら参加を希望しています
- ◆ もっと勉強しなければいけないと思っています。今の処対象者がいないのですが今後を考えて必要だと思っています。
- ◆ 記入の数値は相談者からの情報をとりまとめたものですが、すでに終了しているケースかほとんどのため詳細情報や今後のアクセスしにくい方が多いと思われまます。全ての情報をモラしているわけではないため職員の憶測による回答も含まれていることを申し添えておきます。

## 御殿場市

- ◆ 親族が本人の財産について施設側に口外しないケースが増えている。預り金制度を受け入れてくれれば年金受給額など把握できるため、成年後見制度の申立て時期などを具体的に検討できるが今の状況ではなかなか進まない。入所する前に成年後見制度を申し立てる仕組みがあれば入所者の財産管理が適切に行えるのではないかと思う。
- ◆ 現在、後見人制に向け動いている方が1名います。この方は当施設利用前から社会福祉協議会が主となり制度利用に向け動いてくれました。施設利用前からだったため非常に助かりました。
- ◆ 独居世帯が増えていく中、本人が理解できるうちに制度の利用ができればと思う。入所相談に来られる方が妻、夫、子ではなく兄弟・姉妹や義理の関係の方も増えて来ており、本人の若い頃等情報がよくわからないこともある。
- ◆ 成功例のPR
- ◆ 当事業所では現在のところ、成年後見制度を利用している利用者さんはありませんが、今後利用する可能性はあると思います。また、他の施設等で困っている事例も聞いています。行政として、今後ますます必要になる制度だと思います。
- ◆ 当事業所の利用者25名中23名の保護者が健在で、利用者の生活を見ています。残り2名の内、1名は入所施設からの通所利用者、もう1名は兄夫婦と同居です。標記の講習会等は育成会が主催し行っているようです。その内の1名の利用者は、公の成年後見人制度に手続き完了したと報告を受けております。
- ◆ 後見人を決めるまでの時間的な問題がある（迅速な対応を検討してほしい）親子で知的障害があり、その他の家族が社会的判断に問題がある場合など総合的に判断にしてくれる態勢が完備されていると良いと思う。

例：母親（知的68歳）→ 障害？行政により優先順位が違うなど → 介護？

補足説明

R2年3月より通所しておりました、25歳知的男性ですが家庭内で金銭搾取や食事内容など問題があり、行政や相談支援員の方々と検討し8月に福祉施設に短期入所をしてなど施設を利用して頂いておりましたので、虐待被害等の項目に1名と記入してしまいましたが、9/18に精神的な問題が起こり短期入所先から病院へ入院措置を余儀なくされたため、記入不要と考え0人といたしました。申し訳ございません。

## 裾野市

- ◆ 後見人の方々の対応が遅い方もいます。定期巡回で、本人と面会をしてほしいです。
- ◆ 一人暮らしの高齢者の方の後見手続きで感じたことですが、制度を利用するにあたり推進されているのはありがたいのですが、サポートして下さる方がいないので結局はケアマネージャーが負担する部分が多い状況でした。取り組みよりも実際の手続きに対する支援や申請につなげる部分への助成等を考慮してほしいと思います。
- ◆ 市長申し立てのケースがあり、行政が応じてくれて有難い。行政との連携は欠かせないものがある。
- ◆ 必要に応じ、行政、相談支援事業所、医師等と対応していきたい

## 富士宮市

- ◆ 制度について学び、新たに知ることも多かったです。実際必要なケースになかなか活用できない場合があるのではないかと思います。
- ◆ ケアマネ業務としてどこまでしなければいけないかと心配。敷居が高いイメージがある。
- ◆ 本年においても潜在的後見ニーズが多数あることが推測されており、担い手の確保が重要な課題、市民後見人の推進も必要だが、それ以上に社協の法人後見事業が拡大されるよう、体制整備をすることが必要と考えている。
- ◆ 成年後見制度を利用している利用者さんはいませんが、今後研修等をしながら困っている利用者さんがいたらケアマネージャーに相談し利用者さんが困らないように支援していきたいと思います。
- ◆ 現状でも必要がある制度だと思います
- ◆ 成年後見制度ひとつみても任意と法定があり、この言葉だけでも距離感を抱いてしまいます、。また、個々において全くケースが異なる為、当事者にとって本当に適合している支援（制度の選択）を決めることがとても難しいと聞きます。消費生活センター等で作成しているような事例を掲載したわかりやすいガイドブックの作成や地域の相談窓口の周知やワンステップで話が進められるよう当事者の為のチェックシートを作成して配布したりアドバイザー的人材の育成（講習）などどうでしょうか・・・とにかく身近な制度として認識されることが何よりかと思います。
- ◆ 障害をかかえる方には成年後見という型での支援と相談支援が合わせて必要です。地域で支えていくとなるとより重要になっていきます。なり手が少ないことが残念です。

- ◆ 成年後見制度の利用推進のみを励行するのではなく、後見人の資質向上に向けた取り組みはできないものか（弁護士や司法書士が後見人を担っている場合、被後見人の持つ特性や障害理解が難しく、本人のためになる後見人の選定が正しいのかと思うケースがある）  
申立て手続きが煩雑  
選定後、報告義務等の手間がかかり、ハードルが高い
- ◆ 保護者がまだ元気であるので頭ではわかっているにもかかわらず実際にはまだまだ行動が進まないのでしょうか。研修等を行い理解度を深めることが必要なのではないでしょうか。
- ◆ 相談支援事業所との連携により、金銭管理だけでなく、生活面全般における支援をお願いしたいです。
- ◆ 入院や手術に関してご本人のみ・親族の不在の方に対して保証人となるキーパーソンが存在しない。今後成年後見人が任せられるのか？検討されているのか？教えていただきたい
- ◆ 必要がある制度だと思います。今後も必要ある方が増えていくと思います。

## 富士市

- ◆ 専門職後見人の受け手が少ない。親族が高齢、他に協力者いない場合は他人に任せるしかないが・・・。
- ◆ 当施設は本人が認知症の方は多数いますが金銭財産管理等は家族、親族が行われています。成年後見人制度利用の方は9月度までは一人おられました。10/1 現在（退所したため）は、成年後見人制度利用の方はいません。
- ◆ ①手続きが簡素化すると申請しやすい  
②もう少し一般的に周知されると利用者サイドも導入しやすいのではないかと。後見人が金銭の使い込み等のニュースが出るとそういう事だけがクローズアップされやすく逆の良かったパターンが表面化されにくい。  
③社会福祉士の後見人さんは施設入所者に対して定期的に会いに来てくれるが弁護士の場合はTELのみで事務員が対応することがほとんどであった。職種により関わり方の違いを感じた。
- ◆ 身体的に安定され、経済的にも問題のない比較的落ちつかれている方に対しては、市民後見人の対応でも大丈夫ではないかと考えますがいかがでしょうか
- ◆ 今後より一層ニーズがあると考えられる為、管理者として研修等がある際は参加し知識を身につけていきたい

DVD 視聴させていただきました。内容分かりやすく CM や職員にもみて学ぶ機会を作っていきます。

- ◆ ZOOM での視聴や、後日の視聴もできる研修のお知らせが来たので、今までよりも受けやすくなったと思います。複数人で、事務所から講義が聞けるのはとても助かります。身近に考える機会としても、高齢者の方の抱える問題として必要な知識だと思うので、多くの職員が受けれるようにしていきたいと思います。
  - ◆ ①審査をもう少しスピードにしてほしい。入所の契約で1日も早くという事例があった。ついからは様々なことがスピードとなった為
    - ②どこに相談するのが早い対応なのか知っていたい
    - ③申請して決定するまでの期間の本人への対応が後見人がつくことが前提としてケアマネが動けるような体制整備
    - ④医療の判断や身元引受人など後見人もできないことがあり困ることがある。2重、3重のネットがあると助かる
  - ◆ 市でも定期的に制度についての説明会があり、可能な限り受講させて頂いております。
  - ◆ 対象者が実際に成年後見人が必要かと話し合うネットワークを現在行政（直営包括）が中心となって検討している
  - ◆ 成年後見人になる仕組みがもっと簡素化してほしい
  - ◆ 家族の理解度が低い場合、利用につなげるまでが時間がかかると考えます。
  - ◆ 独居や認知症の方は多いですが家族様や C.M がしっかりとサポートされています。デイサービスやシート等を利用され今の生活を送れるように支援内容を立てくださっています。金銭面は、家族様がしっかりと管理されているようです。
  - ◆ 10月から開始した利用者さんでデイの管理者さんが時間外に来て利用者さんの薬セットなどをされているケースがあります。デイの管理者さんは元々ヘルパーとして利用者さんのお宅にきていたとケアマネから伺っています。管理者さんが利用者さんの通帳を預かったりお金をおろす際に同行されるようです。
- 成年後見を支援する人の大変さ等 TV や新聞で見たことがありますが信用問題でいろいろな課題があるかと思います。人手が足りない、報酬も少ない、等々良い案は浮かばないです。
- ◆ 責任の取り方、背負える人材を増やすことが、大事なのかと思います。私共は、暮らしのサービスは出来ると思いますが、その他の事は出来るのかが不安です。

- ◆ 必要な方はすでに後見人がついています。
- ◆ 成年後見人制度について具体的に説明が困難な為、利用者に理解してもらえない。成年後見人制度を利用すると自分の財産を取られたと感じてしまう事もあるようです。
- ◆ 独居で身内が居ない方で判断能力はあって片マヒで生活をされていたが、本人がなかなか頑固な方でこのような制度のお話をしても受け入れていただけず、結局、脳梗塞は再発して失語症となってしまったため、行政が介入することになりました。早めに対応できればご本人の意思を尊重できたと思うのですが、残念な結果となってしまいました。介入するタイミングや相談する機関も理解していなかった為、対応が遅くなってしまいました。研修がWEBで開催されることで忙しい中でも受講できるのでスタッフ一人ひとり理解を深め、日頃からの支援に活かしたいと思います。今後も引き続き研修の実施をお願いします。
- ◆ 制度活用が広がることを願っていますが反面広がると悪用する者が出てこないか心配です。
- ◆ 現在利用者で1名が制度の利用はないが兄弟が電気代などの援助を受け一人で生活している人がいます。が、実生活の支援は少なくうちの事業所で対応を図っています。今回利用になったのもたまたま会って（30年ほど前の教え子だった）事業所を利用することになりました。そうしなければ生活も難しかったと思います。近くの民生委員さんも詳しく知らず抜けてしまうところだと怖くなりました。
- ◆ 後見人をつけた方が良いと思われる利用者は1名いる。本人は20代、祖母・祖父（80代）と暮らしている。家庭内の金銭管理について、祖母より「祖父が本人の年金を使用してしまう」と話があった事はある。家族以外からはなかなか介入が難しい問題かと感じるが、面談等を通じて、制度活用を視野に入れたいと思う。
- ◆ 私達の法人内には、成年後見人制度に係る職員さんがいるため何かあった時やその前段階で相談できやすい状況にあります。全体的に普及しているかと思いますが、より相談しやすくわかりやすい場が増え安心できればと思います。
- ◆ 成年後見制度の認識がまだまだ少ないように思います。啓発の必要性を痛感しています。また、利用するに当たり報酬等の問題もあるので利用者にわかりやすい納得できる説明があると良いです。
- ◆ 身寄りがなく認知症など自己判断ができなくなった方は必要だと思います。

## 静岡市

- ◆ 近年、国の施策として、介護老人保健施設では、在宅復帰・中間施設の役割が強く求められている中、入所検討会では判断能力に問題があるご利用者に代わる親族及び関係者を求めています。身寄りのいらっしやらないケースは少なく、既に後見制度を利用しているか、関係者に申立てを促している実状です。判断能力の低下により「日常生活自立支援事業」の契約が出来ない方が気軽に速やかに利用出来るしくみ作りを県や市が作る必要があると考えます。法定後見制度に繋ぐ前に簡便な制度を整えば、認知症・他障がい有者の方のご家族・支援者の大きな力になるはずです。Ex：市民後見人の養成が進む中、実際の活動に結びつかない現状？？市民後見人と社会福祉士・司法書士・弁護士の複数後見で市民後見人の負担を軽減すれば市民後見の制度が発展するのでは。
- ◆ 体調の変化（入院・退居）や死後の事を考えると成年後見制度を利用した方が良いと思いますが、後見人によっては面倒な事を嫌がり入院時も一度も顔を出さず退院もこちらまかせの方がいます。金銭管理だけをするビジネスの様に思ってしまう。（リーガルサポート）
- ◆ 今回同封されていた DVD を活用し、ホーム内研修を行いたいと思います。
- ◆ ご本人が亡くなられた時に、どこまで後見人が死後の事務手続きをしてくださるかを周知できるパンフレットがあったなら便利だと思います。
- ◆ 只今、後見制度申請中の方、1 名います。
- ◆ 今後、増々成年後見制度の必要な高齢者が増えてくると思われます。担い手の確保が大変だと思われます。
- ◆ 介護する人、家族、もちろんご本人にもわかりやすい制度、使いやすい制度であってほしいと思います。
- ◆ 現在担当している方たちは同居家族がいて金銭的にも介護的にも問題ありませんがいずれ支援の必要な方も担当するかもしれません。相談窓口も多くなり関心の高さが伺えます。過去に研修会を受講したことがあります但し手続きが煩雑で大変というイメージがありました。又、勉強していきたく思っています。アンケートの内容の回答に実績がなく反映されないかもしれませんが送ります。
- ◆ 本人、親族申立の場合、後見決定までの支援ができる機関が明確になっていない親族が後見人になった場合、いろいろ相談したいことができて気軽に相談できるところが少な

い

専門職後見人とうまくいかない場合があり、相談にのってくれる所がほしい

希望としては成年後見人支援センターが事業拡大してこういうところになってほしい

- ◆ 静岡市救護所においては、認知症等で高齢者施設に転居する方があっても、特に成年後見人を申立てする市は、今現在ありません。静岡市救護所に入所前に、後見人がついている方が多いです。
- ◆ 以前、施設に入る為成年後見人がついた方がいたが、施設に入ってから後見人の動きが遅く、足を切断してしまったりと自宅にいた時よりも悲惨になった方がおり、後見人の仕事は何なのだろうと疑問を持ったことがある。

資産があったため、奥様と2人の生活だったが後見人がついたがささいな必要経費もすぐ出してもらえず、奥様がかえって大変になっていた。(負担) 仕組みの理解ができずに利用して困ることがあるように思う。(細かな説明必要である)

- ◆ 早期対応の必要性に関するセミナーの開催など又は文章の発信  
ひきこもり等のケースに対する対応の仕方 (将来的に後見制度の必要性の有無)
- ◆ 取り組みは良いと思いますが、表にでていない利用者の困りごとはたくさんあります。拾い上げてつながることはケアマネ・家族などがいるとつなげにくい場合もあります。包括に相談をもっていてもその後どうなったのかは連絡なし。
- ◆ 知的障害者の親御さんが高齢となり、息子さんへの後見制度の利用を検討している方がいます。信用できる方に頼みたいが、託す方はしっかり選びたいと、時間をかけて調べていますが決め手がないため、本意ではないですが、法人規模で選びがちです。  
制度面の相談窓口だけではなく、後見人さん自身を選べるよう自己紹介するような一覧がどこかで閲覧できると良いと思います。
- ◆ 成年後見制度と介護保険は同時にできたと思っていますが、独居等介護保険を使用する以上、必要な制度と考えます。任意である為に支援する側が困り本人は本人の意思決定でできていないのに断られるという矛盾が問題だと考えます。
- ◆ 分からないことが多いことがわかったので、今後、そういうことで困る方も困っている方にも少しでも力になればと思いました。(情報提供などで)
- ◆ 成年後見制度について知らない人が多くいます。知っていても誤った知識であったりします。(お金がすごくかかる・亡くなったら財産は後見人のものになっていますなど) 成年後見制度の理解を広めるためにアピール方法を検討した方が良いと思います。核家族が増え今後成年後見制度が

必要な方がますます増えると思います。多くの方が抵抗なく利用できるようにしていただきたいです。

- ◆ R2年4月に生活介護が始まり、まだ利用者がいない状況です。今後、利用者が増えた時に相談・対応を考えていきたいと思っています。
- ◆ 医療・福祉・介護サービスを利用するにあたり、契約の段階で後見人を付けておく等の法律があると機関側は助かると思います。
- ◆ パンフレット等を配布しても保護者が身近に感じてくれない。面談の際に話題にしても保護者の表情が曇ってしまう。
- ◆ 地域包括センターは、高齢者が対象であり、障害者相談支援事業所も職員ひとりにおける対象（受け入れ）者も多く、把握が出来ていない状況であると感じます。また、閉鎖的な家庭も多く、困難なケースの早期発見が難しい。高齢者より障害者の方の問題が気になります。
- ◆ 現在は保護者が健在でいる方が多いですが、兄弟のいない方など今後必ず後見人が必要だと見込まれる方が数名いらっしゃいます。福祉職に携る者として、研修等を開いてくだされば積極的に参加して共に考えていくことができれば良いのではなかとと思います。
- ◆ 利用者さんの御家族へのアプローチの方法について相談に乗ってほしい。  
独特な考えをお持ちの方や認知症を患っている様にみえる御家族へ後見制度をすすめたいが話の持っていく方がわからない。
- ◆ 今回の企画は、とてもすばらしい事です。当施設は10人以下で、一人一人を大切にしている施設です。現況は某民間企業（県委託）の人が、何度 家に来て、本人は”おどかされている”とっています。（今たしか弁護士に15,000円 毎月 or 年1回払うんですよね）これは負担です。月65,000円の障害費補助から払うのですから。当施設は少人数ですが、当法人がROOMをかり、保証人になったりして、今の所は不安（当人）を防止。食事、お金管理アドバイスもしています。（無料です）。これからの課題ですよね。お金がからむことや、心、身体がからむむずかし課題、静かに国や県の法制化、条例のもと確立したいですね。実感ですが、私も2人の障害者抱え、人生を送っています。”親なきあとの深題”も、純粹に取り扱わなければ沢山の利益主義優先法人が増加してきているので（介護や障害業者）、障害者（利用者）もstep4位（0, 1, 2, 3, 4, 5, 6段階）以下の人たちは、ふれあう人間をすどく、見抜く力があり（全てではありませんが）嫌がっている人もいますかね。この問題を純粹に取り扱っていただき感謝します。
- ◆ 両親が高齢になっている方やすでに片親でグループホームでのくらしをしている方が増えてきてい

る。ご本人も高齢となり認知症の発症等で通所が困難になり退所にされた方もいた。すでに成年後見人がついている方もいるが、これからもますます増えてくると思います。よろしく願います。

- ◆ 保護者との面談を通して、後見制度に興味がある方はいるが、誰になってもらうかという事を気にしている方が複数いた。
- ◆ 本人及びその家族に成年後見制度が広く認知されるような取り組みを希望する。(今以上に)
- ◆ もっと身近に成年後見人になってくれるような人がいる機関が増えると利用しやすくなるのではと思う。
- ◆ アプローチの段階から、利用者に必要な性、意義等を説明して頂けるとありがたいです。該当する事業所に成年後見人からどこまでの範囲を受けているのか教えてほしいです。
- ◆ 知的障害の程度により相談できる機関が違う事、機関によってかかる経費が変わることに不公平さを感じる
- ◆ 制度がよりわかりやすく、相談しやすい環境と制度利用後のトラブル、被害等減少を望みます。今後利用者数の増加が考えられる為、スピーディーな対応と専門員の増員を望みます。
- ◆ 施設では利用者に対して(親や親族も含む)説明ができるため良いが、いざ必要になった時に説明できる資料が手元にある安心する。
- ◆ 制度を理解していない人が多くいるので研修や講演等増やしていければ良いと思います。
- ◆ 制度がわかりにくいいため、具体的にどんなことをやってもらえるのか、後見人、保佐人、補助に分けて表などがあるとよい。お金がかかることで、必要性は感じているが、申込まで踏みきれない人がいる。助成制度などがあると、利用につながりやすくなると思う。
- ◆ 利用者さんの中には、この先何かあったらどうするのだろうと思う方はいますが、"まだ先"だと思ってしまっている。タイミングと誰が動くのかというところに迷いがあります。(家族皆障害有のケース)
- ◆ 利用者の状況により提案をしてくれる相談員、ワーカーなどは多いが利用決定までに家族の理解が得られず停滞してしまう事例があるので成年後見制度をもっとスピーディーに利用ができる仕組みになるとありがたいと思います
- ◆ 本人、保護者も高齢化が進むことで親族後見人になっている方に対して説明が伝わりづらい事がある。また、後見人を求める方も増えてきており受け手がもっと増えていただけたらと感じています。

- ◆ 後見、保佐、補助において何か相談したり困難な事例が発生したとき、権限によって対応できないと言われ対応に苦慮する。特に病気・ケガなどによる手術などこちらでは対応できないが後見人も権限がないからと言われたり、身寄りがいない人の場合、どうしたらよいかわからない事が多い。また、後見人によって対応も様々なので正直こちらとしても対応に苦慮しているのが現状。利用者、保護者ともに高齢となっていることからニーズも多く話を聞きたいという人も多くなってきています。
- ◆ 現在申請中の方ではないが、静岡市は市長申立てに関して許可が出にくい状況です。本人、家族状況を考慮し、柔軟な対応をしていただきたいと思います。
- ◆ 法人後見の受け入れ体制を整えて、積極的に受任していてもらいたい。
- ◆ 知的障害者の市町村申立が進むといいと思います。
- ◆ 成年後見制度を知っているご家族もふえてきており、血縁者が遠い親せきなどで、お金の管理が大切な方へは利用されている方が多いです。ご家族が高齢になったとき、利用をすすめたいですが、相談会場へ行くことが大変なことが多く、訪問して相談できると良いと思ったことがありました。
- ◆ 県として取り組むことは難しいと思うが制度自体が使いにくく制度利用によるデメリットが出るが多々あるため、この制度の利用が進まない状態がある。
- ◆ 成年後見制度に関わることはないので特に意見ありません
- ◆ ご本人の年金などをご家族が使い込んでしまい、支払いが滞り退所する場合もある。こういう場合、市町村が窓口となり成年後見人をつけるよう行政等で制度化していただきたい。社協は面倒臭がってあてにならない場合が多い。
- ◆ 後見人が先に逝去してしまったり判断能力が出来なくなってしまった場合どうするのか？
- ◆ 市の職員が利用促進法への理解があまりない場面がみられ、支援困難ケースでの市長申し立てへの壁が高く感じる。必要な人がもっと後見制度を利用しやすくなる様にしてほしい。包括やケアマネが業務の範囲外で対応せざる得ない事が多くなっている。
- ◆ （個別ケース）後見人が高齢のため、動きが悪い、判断能力不充分  
（全体）以前よりは制度につながりやすくなった、社会福祉士の後見人がもっと増えてほしい
- ◆ 毎月にお支払する金額が高いのがネックになっている。安いところ、無料のところは内容的に合わなかった。後見制度利用していても月1回の面会、面談にこなくていいの？
- ◆ 回答者（丸尾）は過去に行政書士試験に合格し、わずかではあるが民法の理解もしている。成年

後見人の必要性については理解しており回答者自身が認知症高齢者の成年後見人を引き受けた  
いという意思もある。

ニーズがあるのであれば地域包括や社協などと連携して成年後見人業務を経験したいと思っ  
ている。ぜひ連絡ください。

◆ 制度の必要性は十分理解できますが、たまに来られる家族の方が短時間で手続きできないことで  
後回しになってしまいます。遠くに住んでいる方にはネットでも書類を揃えられること等、度々  
説明させていただきますが、すみません。簡略な方法が望まれます。

◆ 申請から決定までの期間が長すぎます。

◆ ホームヘルプで在宅で仕事の中で独居で身内も他県で・・・って方が何人かいらっしゃってだんだ  
んと理解力も落ちてきていて銀行等の残高が分からなくなっている方もいらっしゃいますが、私た  
ちの仕事として前に立って後見人制度について利用者様に話を伝えることはあまりないと思い  
ます。ケアマネさんに情報を流して、ヘルプさんも一緒に話をしてみても・・・と言われれば話しま  
すが・・・ケアマネさんによってはケアマネさんの領域なのでいい顔されない事もあるので”大丈夫かな  
～？”と心配はしていてもケアマネさんが話しても”まだ大丈夫！！”とその時は思われる方も多いの  
で・・・話を進めるのも大変なのだろうなあ～！とは思っています。

たとえば、こんな言い方をしたらｽｯ！と利用してくれた（なかなかないかもしれないけど）事例  
集みたいのがあると CM さん等も伝えやすいのかも（個人情報もあり難しいですかね）すいませ  
ん、余計な事ばかり書いてしまってすみません。

◆ 高齢者の権利擁護については、地域包括支援センターが身近な窓口になってくれており、気軽に相談  
できるが、障がい（知的・精神）の方の権利擁護については、計画作成担当者に情報提供をして  
も、どこで止まってしまい、なかなか制度の利用に結びつかなかったり、必要な財産管理ができ  
ず、知人等からの経済搾取が起こっているのが現状と考える。

障がいを持つ方の権利を守っていくのは携わる職員でありこういった制度を利用していくこと  
と考える。障がいの支援事業者に対してももっと PR や勉強会、地域に在住している後見人、保  
佐、補助人が相談を受けにまわっても良いのではと思う。

◆ 民生委員さん、市役所、ケアマネ、きずなの会の方々に相談したり ご意見を求めたりしていま  
す。病院の MSW に相談したり直接には関わらず皆が動いて下さり助かっています。ありがとう  
ございます。

◆ 当施設の場合、利用者の内 2 名（7 才と 48 才）以外は 3 9 才以下で、ほとんどの人が成年後見

制度がまだ現実性のある問題になっていないと考えられる。

- ◆ 利用者さんの高齢化、親の高齢化は深刻です。分かりやすく利用しやすい制度を望みます。
- ◆ 研修に行けなくてもわかりやすいこの制度を利用するのに困ったことや事例があるとよいのかなと思います。又、利用する為の助成等があるとよいと思います。(有料の依頼)
- ◆ 現在は成年後見人制度の利用に繋がる事例はありませんが、利用者様本人、そしてその保護者の方の高齢化は進んでいることは現実です。私を含め職員も研修等に参加し知識を深め、利用者様への支援に対応していけるよう努めていかなければと感じています。
- ◆ それぞれ人によって事情がちがうので、その人に合った制度であってほしい。
- ◆ 本人も親も高齢化が進み成年後見制度の必要を感じますが利用料の個人負担がもっと軽減されると使いやすいと思います。
- ◆ 今後、成年後見人制度が必要になる方など多くなるので研修などで学びたい。
- ◆ 社協の対応は地域によって力の差があるような気がします  
こちらは主に知的の障がいのある方の相談窓口ですが、本人さんに説明する時が難しい。うまく伝えられているか分からない場合もあり、(保佐、補助の人)  
虐待が多いのですが、対応も行政できていないケースもある。その部分で後見など活用したい時もあるがなかなか進まない。
- ◆ 一般の方が成年後見制度について知りたい時、どこにきけばよいかなど窓口・情報をわかりやすく知りたい。
- ◆ 施設利用の条件として医療同意や身辺管理を行う人が必要となる。現状、成年後見人等が対応することは困難な為、その場合、受入れを拒否せざるをえない現状がある。ケースに応じ、対応範囲を広げていただければ受入れが可能と思われれます。
- ◆ 後見人の報酬をしっかりと保障しないとなかなか引き受けてくれる人が増えないと思います。
- ◆ この調査に関してですが、認知症高齢者グループホームのため法律行為や財産管理はできる方はいません。だからといって必ずしも「権利擁護が必要」とはなりません。回答にとまどいました。質問の内容や仕方を変えた方が良いのでは？  
また、答え方が合っているかわかりません。間違っていたら申し訳ありません。
- ◆ 面会に、一度も来ません。いつも手紙のみです。
- ◆ DVD 有難うございました。活用させていただきます。

- ◆ 本人の判断能力は不十分とはいえませんが、今後の事を考えると親族後見人をお願いしたい。事例が出てきそうです。本人の判断能力の有無の見方が難しい。
  - ◆ 過去に親族後見人(子) がついている利用者様がいましたが、安心してすべてまかせているとお話され、後見人様もご自分の立場をふまえた対応をされていました。専門職でない方が後見人になるためには、たくさん学習されご苦勞も多いかと思えます。今後も学習の機会を増やしていただき、専門職でない後見人様の負担が少しでも軽減されるように、また困ったときには専門職の方のお力を借りられるような体制をととのえていただきたいと思います。
- ※当事業所は介護タシのため、契約後一度しかご利用のない方、契約前緊急でご利用の方を含めると利用者数が 3000 人近くなり、一人一人の利用者様個別に深く関わるのが困難なため、何らかの支援が必要と感じた場合、全てケアマネージャーに相談しています。また、介護保険申請前の方はケアマネージャー・包括の紹介をさせていただくこともあります。直接ご相談できず申し訳ありません。
- ◆ 相談から決定、利用までに時間がかかる。内容が複雑で説明がわかりにくい。
  - ◆ 過去に制度の話・親なき後の問題を保護者会のなかで話してきました。その結果制度を利用している人がおります。利用者も定着しているため新たに入所された方にはパンフレットをさしあげております。パンフレットではデメリットがわからないのでそのことがわかるものも必要かと思えます。
  - ◆ 「成年後見人」までは必要なく、サポート的な方を必要としている。将来的に死亡した時のことまで考えれば成年後見人は必要と考えるが、本人がしたいようにできなくなることもあるようなので、現在は考えていない。
  - ◆ 現在、必ずしも成年後見人が必要とされるものではなく近い将来必要とされる人数であることを承知願いたい。
  - ◆ 2020 年 7 月 1 日、「静岡市成年後見支援センター」が開設され 支援を必要とされる”潜在的なニーズ”が適切な利用に結びつくことが期待されます。
  - ◆ 親御さんが生きておられる間は「後見人はつけない」と皆おっしゃいます。もっと身近なものになるといいと切望いたします。成年後見人制度の講習をたくさん開催していただいて有難いと思っています。メンバーの親御さんに出席を勧めています。
  - ◆ 福祉サービスを受けている本人の親族又は保護者が高齢であるほど、成年後見人制度への理解や利用への実際が難しく感じられます。

- ◆ ご本人の通帳の中を確認したわけではないので真相はわかりませんが、工賃や年金をもらっていてもお金が充分本人のために使われていないケースがあると思われます。結局、ご本人さんのために事業所が良かれと思って親子の分離をはかっても難しく事業所を辞められた方もいます。  
「この子のために貯金している」と言われると、それ以上は踏み込めません。年金や工賃（給料）がきちんとご本人さんのために使われているかチェックする機能があれば良いのですが、プライバシーのこともあるので難しいと思います。
- ◆ 成年後見制度は以前よりは身近なものになりつつあり熟知もされはじめている制度ではあるがまだまだ 必要な方々はたくさんいる様に感じます。
- ◆ 何かしたのトラブルがあって➡成年後見をつける考える・・・となる事例がとても多いと思います  
がそのトラブル発覚前に成年後見がついていれば防げたトラブルもある様な気がします。
- ◆ 県は行っているが、市が行っていない所がある。

## 焼津市

- ◆ 施設入所者の場合、今後後見人の必要性の有無をご家族等がどのように理解されているかで利用が決まると思われる。後見制度を利用するメリット デメリットがすぐに理解できる説明が必要と思われる。（現状ある説明書では理解できないし、メリットがあると考えている家族は少ない）
- ◆ ケアマネジャーや市民へもっと制度について知識が得られるような取り組みを行ってほしい。
- ◆ お金がかかるイメージがあるのでもう少し詳しく料金がわかれば  
申請がめんどくさい感じがする  
高齢者の理解ができていない
- ◆ 以前のように首長申立てを市が認めない傾向はなくなったが事務手続きのほとんどを包括職員が行っています。適切に業務分担して頂きたいです。
- ◆ 施設利用者の家族様、親族様などにもっと制度のアピール、説明を分かりやすくしてほしいのと、利用するのに書類などの流れを詳しく分かりやすくしてほしいです。
- ◆ 成年後見制度の取り組みは、今後さらに必要性が増すことになると思う。高齢社会が進み、認知症に罹患する高齢は（それも独居世帯）が増えるのは確実だが、現状でも本制度が必要にもかかわらずその支援につながらないケースは潜在化していると感じる。予算の問題も大きいですが、各市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所および関係機関等と役割分担・連携が急務である。

- ◆ 専門職後見人と利用者の関係性が希薄に感じられる。普段の利用者の生活状況を把握しきれていない。
- ◆ 色々な方、多方面からも、御協力を得ながらこの制度を上手に取り組み、御本人が安心できる生活を送ることができるよう微力ながら支えていきたい。
- ◆ ご自分でお金の管理や生活の管理が難しい方々がたくさんおります。安心して生活できるように成年後見人様が利用しやすくして頂けたら幸いです。
- ◆ ご本人、ご家族が各相談機関への相談が出来ない。相談すること自体がハードルが高く気軽にできるわけではない。その為、各事業所が家庭、本人の状況を積極的に把握、その上で踏み込んでいくことが出来なければ進んでいかない。関係機関へ継いでいく姿勢が必要と考えます。
- ◆ 施設利用の後見人の方は親切に親身に対応してくださっています。ありがとうございます。
- ◆ 制度利用希望（対象）は多いと思われるが、特に障害分野においては制度の周知が十分でなく制度利用のタイミングの難しさもある。行政理解や協力（首長申立や利用支援事業、後見人等への支援、協力）市民後見人等の活用とフォロー体制の構築
- ◆ 成年後見制度の取り組みは、今後さらに必要性を増すことになると思う。当事業所のようにサービス提供で訪問する利用者は、すでに必要なサービスを受け、権利擁護の支援も受けている場合が多い。しかしながら、成年後見制度等の必要性があるにもかかわらず本人・家族が相談できずにいる障害者の方は潜在化していると思う。財源やマンパワー不足のためとにかく「アウトリーチ」の面が弱いと感じる。

## 藤枝市

- ◆ 後見人利用における負担の軽減
- ◆ 以前に比べて、後見制度も一般に認知されてきているので、利用される方も増えてきているように感じています。  
また、専門職後見人の中には財産管理のみを行い、身上監護の視点を感じられない後見人もありましたが、それでも最近は、身上保護の考え方も持った方が多くなってきているように感じます。今後、これまで以上に必要な方が増えてくると予想されます。市民後見人の養成もされていますが、その方にあつた方に就任して頂けるような制度になってもらいたいと願っています。
- ◆ 医療に対する代理権について医療機関（総合病院）との理解を深めると、もし被後見人が亡くなった時の対応について法定後見人が対応できるしくみを考えてもらいたいです。

- ◆ 成年後見制度について、まだまだ知らない事が多いように感じております。今後、学んでいければと感じます。
- ◆ 当施設への入居条件の一つは”認知症であること”です。入居前にももの忘れによる”問 1”の質問にみられる不便や不都合は多少なりともあったと思います。また、問 10 のような公的な後見人にはありませんが、身元引受人のようなかたちの後見人をお持ちの方はいらっしゃいます。認知症対応型共同生活介護という施設の特徴によるものかもしれませんが、家族・親族・その他の方の協力のもと経済行為や意思決定を行うという形になります。個人的な意見を言えば、子どもがいない高齢者の方や認知症の方、身体が不自由で意思をしっかりと表示できてもその行為を実行するのが難しい方が今後増えてくると思います。公的な成年後見人・保佐・補助とサポートの”はざま”や”すきま”に入る方も多くなると思います。もっと日常生活にあった形での（通院・入院・看取り等々）弾力的で使いやすい制度になってくれればと望みます。また、職業後見人のような方が増えていくことを望みます。
- ◆ 独居、夫婦の二人暮らしの方が多くなったように感じ、親類の方も遠方におられ、財産管理が困難場合があります。入院時の対応が可能となればありがたいです。
- ◆ 制度に関して、知識や理解が不十分なので研修を行っていきたいと思います。
- ◆ 現状、親族のサポートにて成り立っており、成年後見人がついている方は1名のみです。今後、親族が先に亡くなった場合や、入居希望者に保証人がいない等のケースで後見制度が必要な方が出てくるかもしれません。
- ◆ 認知症というより知的に難のある方が高齢となり第三者の管理を必要とするケースが多い。管理が必要だが診断書の数値に表れない例への対応に苦慮している。日常生活自立支援事業が進まない(資料が整わないなど…) 後見制度の方が迅速に進む実感があり。家族の経済の不適切な管理が多い。抑止できる対策を期待。専門職後見人(良い人に集中・負担増)の思いで本人が左右される？中核機関の動きみえにくい。
- ◆ 司法書士の選任が望ましいと考えるケースが多いが、受任できる司法書士の数が少ない為、養成が進むことを望んでいる。制度を理解し本人の尊厳についてチームアプローチができる司法書士や弁護士が増えるとより尊厳ある暮らしに近づくと考える。
- ◆ 後見人が不足しており信頼できないとの声が家族からある 「お金をとられてしまう」
- ◆ 成年後見制度 DVD ありがとうございます。施設内研修で使用したいと思います。成年後見制度についてわかりやすく理解できました。今後、成年後見制度を必要時検討していきます。

- ◆ 必要な制度だと感じています。
- ◆ 後見人の決定までが早いと良いとおもいます。
- ◆ 早く後見人が決定すると良いと思います。
- ◆ 家族と同居されておられる利用者は、保護者の保護により、現状は、課題の意識は低いと思います。育成会の研修を皆に知らせ、資料を配りましたが、反応は0でした。
- ◆ 就労移行支援事業の利用者には成年後見制度が直接必要な人が少ないです。ただ少子化傾向のため、親が高齢になったときに、兄弟がおらず、または兄弟にも障害があり、親の介護で悩む人は多く出てくると予想できます。そのような事態になる前に早めに親子で相談できる窓口があると良いと思います。
- ◆ 就労支援の現場では生活のことについてまでは踏み込めないため把握が難しいのが現状です。
- ◆ 成年後見人制度を幅広く知ってもらう機会や取り組み、その必要性を発信してほしい。
- ◆ 本人の判断能力が不十分であるため 本人の年金等の公的機関の補助金が 本人の承知していない所で動き 全ての補助金が本人に反映しない。その様な事例が有るので成年後見制度の積極的な取り組みをお願いします。高齢の親と本人の兄弟との間で 後見人制度の話合いが全く出来ていない家庭がほとんどで、障がい者の家族に情報が行きわたる方法を検討してほしい。
- ◆ 利用者やその家族も後見制度についての認知が薄く、利用者自身が年齢を重ね親が高齢になっても様々な管理をしているのが実情です。ある程度の年齢になったら制度の周知をしていくなどの行動も必要なのかなとも思います。通所施設の利用者でも必要だよと思われる方々もいるので施設ないでもどのような制度なのかを職員へ伝えていきます。
- ◆ 保護者のご健在なうちに成年後見制度についてどうしていくのかを考え、必要な対応がしていけるよう勉強する機会を設けると共に積極的に参加できるよう提案してほしい。

## 島田市

- ◆ 受診の付添や入院中の身の回りのお世話など実際には権利擁護以外の支援も同時に必要とされることが多いです。必要にあわせて柔軟に対応できる後見制度であって欲しいです。※問1について 介護保険サービスについては、保証人から契約について委任状をいただき、施設が代理で契約している。
- ◆ 必要なケースは、要介護認定申請時（その前）から成年後見制度の利用の可能性を検討できる仕組みや取り組みが必要ではないかと考えます。特別養護老人ホーム入所に関しても、基本的に親

族に契約や身元保証を委ねている現状があります。最近では権利擁護の観点から家族、親族も様々な手続き他の対応で相当苦労されている話をよく聞きます。市役所での手続き他、現状に合わせた現実的な対応やフォローの必要性を感じています。

- ◆ 法定後見の開始審判の申立てに占める市町村申立の件数が県内でも徐々に増えていると先日の権利擁護のセミナーでお聞きしました。中には市町村申立が今だ0件というところもあるとお聞きし全国でも差があると感じました。これから、身寄りのない高齢者の増加、そして独居老人の増加などにより需要がますます増えていくことが予想されるかと思えます。その中で財政や人員などの限界もあるかと思えますが、対応できる体制も増やして頂きたいと思えます。
- ◆ 本人（家族）が必要性を感じていないことも多く利用のメリットが理解させにくい状況もある。一般市民に向けた情報提供や問題をより推進してほしいと思えます。
- ◆ 研修等が近くであれば参加したいですが、業務が多忙でありなかなか参加できないのが現状です。
- ◆ 自分達は実際に手続き等関わる事が無い為、良くわからない部分があります。現実には後見人がいることで安心した生活ができるようになるのを見てみると良かったなーと感じます。支援者の一人としてこれからも制度を勉強し協力しあっていきたいと思えます。
- ◆ 利用者のご家族、特に両親が高齢又は亡くなってから後見人を探さないととなりがち。施設の職員として事前に動いていればと思うことが多い。ご家族から後見人探してくださいと相談を受けて家族が遠方で探すときにスムーズにいきにくい。
- ◆ 障害者施設においては、両親が高齢になり兄弟その他親族がいない利用者が複数名おり、制度の利用についての理解を両親に進めていくことが、一番大きな壁となっている。高齢になると、そのあたりの理解はより難しくなる。
- ◆ 権利擁護が必要な方が気軽に相談できる窓口（電話・FAX・SNS）をわかりやすく、周知してほしい。私たち事業所はご利用者の状況を各市町村に報告している。市町からの情報をどこかが聞き取りを行い必要な人への訪問等をしてほしい。後見人制度利用の手続きが煩雑で、必要書類が多い。もっと簡素化してほしい。また、インターネットサービスを利用して申請できるシステムを構築してほしい。
- ◆ 現在、直近1年間で研修を受講しておらず（2018年受講）、又、利用者についても緊急性のある方はいないが、今後のため、研修受講していきたいと思えます。（定期的に・コロナウイルス感染症の状況に応じて）パンフレットやテキストだけでなくDVD作成され、必要とされている方々への理解に努めら

れていることは福祉事業所職員として有難いです。

- ◆ 検討中のかたについては前向きに準備していく予定（時期は未定）。必要と思われる方についても各相談機関に問合せ予定です
- ◆ 障害者の方の場は年令も若い方もいるので これから先の人生を守っていくには必要な制度であると思います。親が健在なうちはいいんですが、その後は周りのサポートが重要になります。ご本人にもわかりやすい説明が必要になるので、目で見て理解できるようなことが大事だと思います。利用して安心した生活ができているのをみると必要な制度であると思います。私たち支援者も安心して支援ができます。
- ◆ 日々、支援している人たちの気づきが大切になってくるので、1支援者として協力していけるよう、この制度を勉強していこうと思います。パンフレットも見やすく、わかりやすいと思います。
- ◆ 後見人による権利侵害のニュースを見た人が、成年後見制度に対するマイナスイメージを持ち、制度利用にはつながらなかった。また職種の専門性により、本人のニーズと合わない。合わなくなってきた場合があるが、容易に交代することができない。（専任の際、お試し期間があると良いと思う）
- ◆ 現在、生活困窮者自立支援制度利用中の方がいるが、日常生活自立支援事業への移行、その後の成年後見への移行のタイミングに悩むことがあり、専門機関との連携が必要だと感じている。
- ◆ 両親が高齢となり兄弟、その他親族がいない利用者が複数名おり、制度の利用についての理解を両親に進めていくことが大きな壁となっている。緊急時（特に救急車）の対応で医療的な同意を得られず対応に苦慮することも多い。

## 牧之原市

- ◆ 現在、成年後見人がついている利用者が2名いますが、施設での相談者ではなく市からの引継ぎで（入居前）成年後見がつくことが多いです。
- ◆ 牧之原市、吉田町では訪問看護を導入する前から後見人を立ててあり、ケースにつき対応に苦慮することはありません。
- ◆ 市町等で司法書士の方、関係機関を招いて啓発講座を開催していただきたい

## 御前崎市

- ◆ 市民後見人制度への貢献
- ◆ 制度について知識がないため、対象になる人などわからない。そのため、活用に至っていない。研修への参加もしていないため研修を企画する事が必要である。
- ◆ 日常生活自立支援事業と社協法人後見との関連性が不明。日自を経て法人後見へつなげる期待をこめて依頼をしたことがあるが担当者は乗り気ではなかった。  
借金がある事例について、返済の見通しがあるにも関わらず（だからこそ日自を利用して計画返済したかったが）担当者から、「借金のある人はダメ、後見人をつけなさい！」と門前払いであった。  
都合の悪い（面倒？）事例は、そのまま「後見制度へ。」と安易に口にする傾向があると思う。
- ◆ 現在、該当者はおりませんが、必要性が出た場合に、このようなパンフレット等が送られると、説明しやすく非常に助かります。

## 菊川市

- ◆ 昨年2月に参加した研修会の内容はわかりやすくとても参考になった。
- ◆ 親族が高齢化・親族の理解度が難しい・親族が関わりたくないなどの理由から成年後見制度を勧めているが”話も聞きたくない・まだ大丈夫”等の答えが返ってくるため、全くすすんでいない現状である。この中に記入されていない利用者の方でも親族が管理されている方もいるが、その方より”自分の子どもには迷惑をかけられない。自分の代で終わりにしたい”と相談があるため制度を勧めるがなかなか進まない方がほとんどである。
- ◆ 本人の判断能力がなく話を理解することができない、通帳を渡す行為に拒否がある、など説明してもらってもつながることが難しい。また、耳の遠い方に理解してもらうのに困っている。
- ◆ 成年後見制度の住民への周知は必要ですが、そのなかで成年後見人がつけばすべて解決と認知されないようにしていくことも必要だと思われます。（住民に限らずケアマネジャーや入所者、介護保険事業所）
- ◆ 利用の中で後見制度につなげたい人もいるのですが、今回も要望があってから2年目に制度利用になりました。後見人の要望ももちろんですが、安心して日常の金銭管理をしてもらえる新たなシステムを作って欲しいです。
- ◆ 地域では市民後見人の養成が行われていますが、受講生はみなさん年配の方で将来的に大丈夫か

など感じます。

- ◆ 共生型のデイですが、障害の方の利用が現在ありません。介護保険利用の方の中にも、使っている方や家族の中で実際使っていたり 必要な方はいます。←（親）介保利用してデイへ （子）障害あり 研修は時々うける必要性はあると思いますので、受講したいです。
- ◆ 利用者の重度化、高齢化に伴い、家族の高齢化や家族関係の希薄疎遠になってきていて、成年後見を必要とするケースが増えてきている。成年後見の申し立てを行いやすいように県で指針やガイドランスを示して欲しい  
後見人により、面会の回数か、とりくみの差がある。  
医療的部分での判断をゆだねるところが無い（できない）。
- ◆ 利用者の重度化、高齢化に伴い家族の高齢化や家族関係が希薄、疎遠になってきていて成年後見を必要とするケースが増えてきている。成年後見の申し立てを行いやすいよう県で指針やガイドランスを示して欲しい。

## 掛川市

- ◆ 現在、ご自分での判断が難しい方はご家族が代行しているが今後身寄りのない方や親族の支援が望めない方が増えてくると思います。制度を詳しく学ぶ機会、ご家族にどうアプローチしていったら良いか研修会等開催していただけたらありがたいです。
- ◆ 現在、ご自分で判断できない方はいますが、ご家族のフォローや成年後見制度の利用で対応できています。今後は身寄りのない方や親族の支援が望めない方が増えると思います。スムーズに制度利用できるように詳しい制度の仕組みを学んだりご家族にどうアプローチしていくか等学習する機会を設けていただけたらと思います。
- ◆ 10/1 現在、入所者様は滞納も見られていない為、困っている事例はありません。財産管理も当施設では関与していないので収入や預貯金も把握しておりません。  
入所者様の不動産処分や遺産分割協議時、ご家族様が関係機関と相談し、必要に応じて成年後見制度を申請されている現状です。
- ◆ 現在は、社会福祉法人による「保佐」が1名、司法書士による「後見」が2名います。法人研修でも権利擁護・成年後見人制度については学ぶ機会があり、職員が親族の後見人になっている方が居て、そこからも体験談等、話を聞く場があります。内容的には難しいと捉えている職員が多く、理解も高いとは言えないですが、相談を受ける職員が権利擁護支援について理解しニーズの

把握、対応を行える様にしておく事が求められ研修の重要性を感じます。又、制度を広く知ってもらう事で、申立てや相談につながる様に一般にセミナー等の開催があればと思います。

◆ 成年後見制度でできること、できないこと

費用の目安が分かりやすいパンフレットやマンガがあると良いです。

◆ 申請するにあたりかかりつけ医とのやりとりがさらにスムーズになるとありがたい。申請から決定までの手順が多く、時間、手間、金銭等の負担が感じられる

◆ 包括と相談して話をすすめたい案件ですが、家族に理解、協力が受けられない状況です。まだ後見人という話までにはなっていないが家族の生活をまず見直すことが必要な件で悩んでいます。

◆ 制度に対する研修会（特に本人・家族向け）が少ない。家族のほとんどが将来への不安を口にされており、興味を持つ方も多と思われる。以前成年後見人をしていたが、施設側の法定後見人に対する理解が不十分で家族との違いや施設と後見人の仕事や責任の区別がついていないため本来施設が行うべきことを要求されることがあった。施設職員への研修も増やしていくべきだと思う。

◆ 当事業所でこの制度を必要としている方は2名でした。親の相続に際して、司法書士が後見についての方、保護観察に際して弁護士がついた方がいます。どちらも金銭的に困窮しています。ひとは相続を無事に終わりました。

もうひとも、保護観察期間を終えて金銭管理をだれかが引き受ければ日常生活には不自由しない状態です。ほぼ年金収入がすべてという人たちに高額な後見人への報酬を支払わせ続けるのは社会制度の遅れがある意味別の経済搾取を生んでいるのではないかと思います。早急に掛川の社会福祉協議会が法人後見の指定を受けてふたりに市民後見人をつけていただきたいと思えます。

◆ 事業所の利用者さんのご家族の高齢化もすすんでおり、今後のニーズが予測されます。高齢なご家族が身近な場所で成年後見制度の情報が受け取れると良いと思います。

◆ 法人後見人等、市民後見人等、専門職後見人等の一体化が必要だと思う（個人意見）

## 袋井市

◆ DV 保護者は、住民票非開示手続きをしていますので今のところ問題ありません。利用者本人の通帳、印鑑も施設管理です。

◆ 中遠地区は成年後見人の人数が少ないと聞いたことがあります。基本的な研修で構いません。研

修の機会を多く持ち周知して頂きたいです。

- ◆ その時（必要なとき）にならないとみなさん動かないので前々から準備していく必要があると思います。なかなか難しいですがPRが大切かと思えます。以前、社協さんでつくってくれたパンフレット、分かりやすく色もみやすく良かったです。
- ◆ 市町長申立に時間がかかる（その間の入院費支払に困った）
- ◆ 利用するにあたっての料金が具体的に分かれると良い。金銭的に余裕があって、財産管理したい方と、余裕がない上に生活のやりくりが出来ず困っている方もいると思います。後者の場合、金銭的に制度を利用、継続するのに可能な額なのか、ざっくりで良いので知れると良いと思う。
- ◆ 研修会等の機会があれば参加させていただき、（現在の状況では難しいとは思いますが・・・）職員全体で理解を深めていけたらと思います。DVD 資料ありがとうございました。内部研修等で活用させていただきます。
- ◆ 専門職での理解認知は研修等で進んでいるが、必要としている当事者の方には理解しづらく分かりにくい制度だと思う。もっと活用するためには専門機関が介入し、個々に分かりやすく説明していく必要性があると感じている。
- ◆ 成年後見制度の出前講座など実施していただくと、職員に伝えやすく今後の知識として勉強することができます。
- ◆ 社協の法人後見があまり進んでいない 一方で市民後見人が少しずつ増えている 現状、市民後見人さんが活動する場面が少なすぎる どうしたら社協さんは積極的になるのか???
- ◆ 専門職での理解、認知は研修棟で進んでいるが必要としている当事者の方々には、理解しづらくわかりにくい制度だと思う。もっと活用するためには、専門機関が介入し個々に分かりやすく説明していく必要性があると感じている。
- ◆ 周知に関して、今もって保護者、家族にとって制度の敷居が高い。事業所から提案しても今はまだ良いという意見が多い。
- ◆ 今後、制度を必要とする人がふえることが予想されているが、受任先が増えていない現状がある。専門職の場合、職を持ちながらの場合が多い。法人後見や市民後見人の育成が求められているのではないか。また申し立てにおいて市長申し立ての拡充など利用促進が必要と思われる。
- ◆ 今後、成年後見が必要な人が居るが、保護者側がその必要性をあまり感じていないため、広報活動の必要性があると感じます。

- ◆ 成年後見制度は今後の高齢化社会にとって重要な制度です。しかしそれを利用する為の敷居が高いイメージがまだまだ強いと思います。ご利用者のご家族に利用を勧めた際、手続きが煩雑であるとか料金の問題が不安だということなど敬遠されたことがあります。また民間の身元保証を請け負う団体の不正があったこともあり、そういった件を混同してしまい信用されなかったこともありました。

安心で費用もご本人の賄える範囲で行えることや手続きの代行としていただける相談窓口の存在をもっと広く知っていただけると利用に繋がっていくと思います。

- ◆ 当施設では後見人が必要な方には手続きから支援し行っています。ただ、後見人のいる方でもなにかあったら際の医療同意や亡くなった後の手続きなど課題が残ります。
- ◆ 当施設において入所時には身元引受人やご本人に何かあった場合に対応できる親族をあらかじめ設定していただいていたが、入所期間の長期化によりキーパーソンの高齢化や心身の不調により施設入所後において成年後見制度の必要性が増している。しかし施設において職員として活躍できる幅が狭く、今後の円滑な対応をどうしていくかが課題として感じる。
- ◆ これからも制度を必要としている方が（ご本人、ご家族の方）利用しやすいようにわかりやすい制度の説明をしていただけるといいと思います。キャラクター（こう犬くん）はとても親しみやすいと思います。
- ◆ 今後そういった制度や必要になってくる方が増えると思います。まだ、そういった経験が少ないので情報を集め勉強したいと思います。
- ◆ 医療同意をはじめ、この制度には課題が多々あると思います。利用者を受け入れる施設側とするデメリットも少なくありません。こういった点を国の方にも声が届くようにしてほしいです。また、少なくとも公立病院については後見制度を活用している利用者の受入れ時の医療同意を後見人等や施設職員に無理強いしないよう指導して欲しいと感じます。
- ◆ 親族はいても疎遠だったり不和があり非協力的なケースが多いです。認知機能も比較的保たれており補助や保佐担当の場合が多いです。身上監護を必要とする人が多く市民後見人の活躍を期待しています。

キーパーソンが不在の判断力不十分の方が増加すると思うため、市民後見人が活躍できる体制を整備してもらい専門職後見とのバランスを整えてほしいです。

安価で申立書類作成をしてくれる気遣いさんがほしいです。包括ではマンパワーが足りません。

- ◆ 市の考え方が進まない限り現状に合う市全体の権利擁護の体制づくりができない。現場の意見を理解してもらえない場が全くない。市民後見人の方のスキルアップが継続的に行うえるようバックアップをしてほしい
- ◆ 身寄りがなかったり、親族の協力が得られずサービスや入所の契約ができない被害に遭ってしまうケースを抱えている。市長申立ての検討をしていきたいがなかなか進まない。本人の拒否もあると関わっている方も消極的になり本人の権利が守られない状態となってしまう。  
市長申立が進むよう体制をととのえてほしい。
- ◆ 成年後見人制度についての相談件数は、年々増加している実感があります。ただ、親族に申立できる方がいても「今はまだいいかな」と思ってしまう方が多く、こちらのタイミング（親族が高齢になる前にすすめた方がいいのでは？と思うタイミング）とは合わず、「考えておきます」で終わってしまうケースが多いです。一般的にまだまだ成年後見人制度は難しくて身近ではないイメージを持っている方が多いので今後は一般向けの啓発等がうまくできる方法があるといいなと思います。
- ◆ 現時点で、成年後見制度を利用又は検討している利用者様はいませんが、今後そのような状況が発生しましたら適切な社会資源を活用し対応していきたいと考えております。
- ◆ 後見人（弁護士）が通帳から勝手に財産を使っていた事件を耳にしたことがあります。一度に大金を降ろせないよう制度が変わり、対策を取ったと聞きました。不正の起こることのないよう、ルール作りをお願いいたします。
- ◆ 今後、施設と家族の問題になっていくと思います。施設側から家族の課題として取り組み、いろんな成年後見人制度の必要を指導して頂きたいと思います。
- ◆ 兄弟が管理しているがいずれ高齢になって来た時にどうなるか。児相からの流れで入居している人の親が高齢 どのタイミングですか 利用する時期、例とか知る機会があればと思う。
- ◆ 身体障害で利用中の入居者様が身寄りがないためゆくゆくは利用したいというお気持ちはあるようだが、申立の費用や報酬等の金銭的な負担を理由にゆくゆくの利用としか捉えられていない現状があるため、個人的に気軽に相談に応じてくれる機関の周知を図っていただけますとこちらとしても後押しがしやすくなります。
- ◆ 成年後見について 必要性を感じる方々はいますがなかなか実行までに時間がかかり、サポートしてくれる機関がなくつらいです。

## 浜松市

- ◆ 問1に関しては現状（施設で生活されている状態）で本人の能力的に認知症や精神疾患など問題があってもご家族やご親族が身元引受人や保証人として本人にかわって管理してくれている為、現状は問いのような問題にはあてはまっていないとしました。
- ◆ 今回の質問内容、デイ利用者や、入所者のご家族等内容までの把握は施設でできないので、答えがあいまいになってしまいました。（もしかすると年金搾取している家があるかも・・・ 本人のニーズにご家族が気づかず、サービスが不十分かも・・・等）
- ◆ これからも社会的弱者の方々が安心して暮らせる為のサポートとなる様に不正行為がないようチェックできる体制を整えて欲しい。
- ◆ 今後より、認知症患者が増加していく社会で当事者が不利益を被ることなく安心して暮らせるよう柔軟な制度にして欲しい。任意代理制度や家族間信託制度と合わせて世間に周知されると良い。
- ◆ 申請の簡素化。申請手続きのスピード化。
- ◆ 申立費用において、本人の後払いでもいいので助成制度や立替え制度があると支援がスムーズになると思います。大変な支援だと思いますが、書面上で動くのではなく信頼を構築していく方法を学ぶ研修を行っていただきたいです。
- ◆ 生活保護で身寄りがなく、認知症の方が利用できる制度にしてほしい。
- ◆ 利用者の家族に成年後見人を包括がすすめてくれているがなかなか話が進まない。本人に認知症、家族に初期認知症及び精神疾患ある場合どのようなアプローチをしたらよいか。
- ◆ 本人の制度についての拒否があるとそれ以上話が進まない事がある為制度の理解、周知が必要と思います。
- ◆ 必要とされる方は多いのでしょうか。なかなか相談機関まで結びつくことが出来ないケースが多いように思われます。（料金面なども含み）
- ◆ 同じ後見人、保佐人、補助人でも対応してもらえることに違いがあるのでわかりにくい。
- ◆ 精神疾患がある家族がキーパーソンのため、ケアマネジャーより訪問看護の利用を説明しても受入れが悪く本人もアルコール依存の為利用の決定ができず困っています。
- ◆ お金の面は成年後見でカバーできるが日常的な身だしなみ(新しい服) や私生活の充実 (カラオケや外食、習い事など) を提案やフォローしてくれる人がいない。

- ◆ 収入が少ない中でお金を払ってもらう事がむずかしいか？親亡き後のことが心配だが金銭管理をどこまで支援してもらえるのか？  
様々は状態の人（自分で少しは管理できる人、ほとんど自分でできずかなり支援が必要な人がいる。成年後見制度についてもっと学ぶ必要を感じた。
- ◆ 当施設で今後、必要だと思われる2名ですが、家族は収入面（工賃・年金）を本人に任せていて自分で自由にお金を使えます。なのでその月によって不足になってしまう事が多々あり、家族が渡してしまう（お金） 成年後見人制度の説明をしたが強い拒否がある方です。
- ◆ 成年後見制度の信頼性をゆるがすような事件がしばしば発生しているため、利用をすることについての不安を払拭するような取り組みをお願いしたい。
- ◆ 成年後見制度はこれからも必要な制度ですので、より理解していきたいと思います。
- ◆ 利用者が認知症が進んできて、財産管理ができない人が増えています。今後、地域包括支援センター等に相談して早めに成年後見人の申立てを進めていきたいと思っています。
- ◆ 認知症や障害者の方が増え提案するも金額が高い、敷居が高いイメージがあるのでイメージを変えていきたい。パンフレットが社協のものしかなく説明することが限られている。民間はあるのですが・・・
- ◆ 市長申立の手続きに時間がかかった為、本人申立保佐で手続きを行ったケースがある。（市長申立てがスムーズに行えるといい）認知機能の低下している本人から情報（特に財産のこと）を聞き出すのは困難が生じる。
- ◆ 磐田市社協の件や本人を訪問しない後見人の存在等が原因で、制度をネガティブに捉える方も多く、権利を擁護すべき場面で適切に対応できないこともある。制度の啓発と同時に、資産管理や身上保護といった実務への監督を強化し、真に本人の権利を守る制度となる様、取り組んで欲しい。
- ◆ 成年後見人等候補者選定について、家庭裁判所に一任する前の段階でのマッチング機能との充実が必要ではないかと考えます。（例えば中核機関の役割の明確化やマッチング機能の一本化等）
- ◆ 訪問看護師も知識として情報がある方がよいと思う。ただし、日々の看護ケアでも時間不十分と思うことばかりで成年後見制度について具体的に援助として動ける人がいて下さると助かります。例えばケアマネージャーさんや医療保険のみの利用者さんだったら相談員さん。私たちにとっても身近な方が、相談先でいて下さると心強いです。
- ◆ 知識を得るため研修やセミナーなどがあればぜひ参加したいので案内いただけると嬉しいです。

知的の方だと周囲から見て必要と感じてもご本人は理解できず話をすすめる事が出来ていないことを悩ましく思っています。

- ◆ 後見人がついている利用者は1名と、少ないのが現状です。親が健在な内は、特に困ることはない、親が亡くなった後流れで親戚の方が行っているなど理由は様々ですが、法廷後見制度への移行には、まだまだハードルは高いという印象です。
- ◆ 後見必要な人なのに本人の理解が得られず話が進まないもどかしさを感じます。
- ◆ 個別に一人ひとりお尋ねはできないので施設の入り口に貼っておくポスター、チラシ等がありますでしょうか？
- ◆ 浜松市では市長申立てを進めることが困難です。スムーズに市長申立が進められるマニュアルがあれば良いです。コロナの影響でむずかしいかと思いますが、施設への訪問をしていただき、成年後見制度の説明をしていただけるとたすかります。
- ◆ 職員教育の中で頂いたDVDを活用させていただきます。
- ◆ 救護施設では、精神疾患の入所者が多く、本人の判断能力が乏しい方、DV等により親族と疎遠の方、多数が在籍しております。地域移行を行う上でのアパート契約、施設移行を行う身元引受人等で受入れ困難となってしまうケースが多く措置機関である行政担当に後見人制度（市長申立）を依頼していますが、各市町のそれぞれのスタンスがある事で有効に進められない場合があり、今後のご利用者支援に不安を感じる事があります。市町申立がより有効に活用しやすくなれば有難いです。
- ◆ 認知症高齢者が増加し、後見人の需要も高まっていくと思いますが、親族や専門職の方達だけで全てまかなえていけるのか難しくなると思います。
- ◆ 家族がいない方、市長申立てをスムーズに進むようにしてほしい
- ◆ 勉強不足で後見人制度については知らない事ばかりです。特養へ入所してくる際に利用されている方もいますが、利用途中でも発生しうる案件です。今後、学ぶ機会をふやしたいと考えています。
- ◆ 金銭管理方法など機関及び後見人によって異なるのでとまどう時があります。
- ◆ 成年後見制度についての研修が開催されているので、勉強する機会ができておりいいと思います。
- ◆ 家族に立ち入る訪問介護員も成年後見人制度の仕組みを知ることがご本人やご家族にとっても有益であると感じる。今後も継続した取り組みには協力したいと思う。

- ◆ 長谷川式簡易知能評価スケールが重視されすぎている。
- ◆ 短期記憶なく日常生活にかなりの支障をきたし支援の必要な方（後見人、保佐人が必要と思われるが）後見人を申し立てできない事例ありました。
- ◆ 学生のうちから成年後見人制度や認知症理解、学べる環境を今一度検討していただき今後もこの超高齢社会を安心して過ごせるシステム作りをお願いいたします。
- ◆ ステーション協議会のセミナー項目にあげていただくと参加しやすいと思います。
- ◆ 利用者個人の成年後見の詳細まで事業所では分からない部分が多いです。
- ◆ 家庭に立ち入る訪問介護員も成年後見制度の仕組みを知る事は、ご本人やご家族にとっても有益であると感じる。今後も継続した取組みには協力したいと思う。
- ◆ 成年後見制度の利用が必要な方が今後も増えてくるかと思います。生前の権利擁護とともに死後の事務についても困ることない制度の見直しも必要かと思います。
- ◆ 現在、入所者で1名社会福祉協議会の自立支援制度を受け、財産管理を受け問題はありますが家族は娘1人います。娘と全く連絡取れない状況が続く連絡取れません。（携帯電話に着信、留守電でメッセージを入れても折り返しも無い）本人は元気で必要な介護を受けながらも意思疎通もでき、今のところ問題ないですが、今後不安です。社会福祉協議会の担当者とも相談していますが、成年後見制度の利用が必要なのかと考えます。
- ◆ 後見人については”わからないことがわからない”のが現状。施設のケアマネや相談員が知っておくべきことは何かを知りたい。
- ◆ 地域包括支援センター等が主催して、一般住民に向けて広く複数回勉強会等があると良い。（一般的には知られていないし、ハードルが高いイメージを待っている。）
- ◆ 市長申し立てについて、市長村ごとに対応の早さや柔軟性など温度差を感じる。できれば地域差が少なくなる様な対策をお願いしたいです。行政、障害支援、ぱあとなあ、社協、包括との連携を深める取り組みが必要だと思う。
- ◆ 独居で認知もあるのだが、私の立場ではケアマネ、包括に利用者情報を提供するだけだが、なかなか後見人をつけるまでに利用者の理解を得て動くとなるとハードルが高いです。  
今回、DVDを送っていただき大変ありがたかったです。とてもわかりやすく一般の人でも見やすいと感じました。後見人はお金がかかることですので財産面にふれることになり私たちは難しい面もあり情報提供は行っていきます。
- ◆ 身寄りがない高齢者が増えていると思います。認知症が軽いうちに早めの対策が必要だと思います。

す。

- ◆ 施設の職員が後見人も務めることは責任の重さや仕事量の増加と負担が大きく難しいと思う。
- ◆ 担当の方によって対応がまちまちのため統一性をお願いしたい
- ◆ 通所事業所からの発信として 今回送付いただいたパンフレットの配布と必要としている方へは DVD も活用していきたいと思います。必要としてもなかなか動けない方もいると思うので、このように啓発する機会は大切だと思えます。ご本人、家族と関わる中で必要と思われる方をつないでいくことも重要なことだと感じています。
- ◆ 親族が高齢になる前に、成年後見制度を利用していく必要があると感じています。でも、本人、親族などが制度について、まだまだ知られていない状況にもあると思えます。そのためにも、福祉サービスに関わる職員から周知していくためにも、職員研修の必要も感じています。
- ◆ 送って頂いた DVD の活用をして、職員研修の場や関心のある、保護者の方々に広く広報していきたいと思えます。
- ◆ グループホームを定員増にして新築移転して 3 か月になります。今後この制度を必要とする可能性は大きいのでコトが終息したら積極的に研修を受けたいと思えます。
- ◆ アンケートをもとに事例検討の研修を開催。
- ◆ 認知症・精神・軽度の知的障害の方などは 自身が被害にあっている事、判断能力が不十分である事を認められず、誰にも相談せず行動し発覚した時には 負債が多くなっている。返金が不可能というケースを現在のまま耳にします。介入の難しさを感じております。
- ◆ 計画・障害児・介護のネットワークづくり（法務・医療・行政・教育等含む）ここに問い合わせをすれば調整 相談 助言が出来る。自立協議会の組織のようなもの
- ◆ 未成年後見人の選任の仕方をを検討してほしい。
- ◆ 成年後見制度の理解を深め、今後利用をすすめやすい身近なものに感じる事が出来る様、支援に携われると良いです。
- ◆ 日常生活自立支援事業を使われている方、ご家族がご健在にあるためフォローのある方が当事業所では何名かいらっしゃり、将来的には成年後見人制度が必要かもしれませんが、利用の検討にまでは至っておりません。
- ◆ 設問には関係ないですが・・・問 7、問 9 で記入したケースで困っています。  
とある女性利用者の母親が本人年金をキャッシュカードで引出し、預金がほとんどありません。母には本人の年金に手を付けないよう何度も話をし伝え、その際はわかったと言葉をいただくの

ですが、しばらくすると理由をつけて引き出します。行政の指導監査時にも行政担当者に相談しましたが明確な回答を得られませんでした。

そんな母親が今年に入り後見人申立を家裁に起こしています。こちらとしては後見人候補として母親が後見人候補者になることを非常に危惧しています。本来なら実母が後見人を担うことは適切と考えますが、その実務を担う事が適切でないと考えられる場合、福祉施設としての対応はどのように進めていけばよいかご教示頂ければ幸いです。

- ◆ 障害者支援施設、入所者のうち、特に知的障害者の親亡き後の対応に備え成年後見制度の利用普及、促進が必要だと思われる。そのための今回の DVD 作成だと思うがそれをどのように活用するのかサンプル案も提示していただけるとありがたい。
- ◆ 成年後見制度があることで入所契約はスムーズになり助かります。しかし、医学判断ができないことで医療機関に連れて行っても手が出せないことも多くあります。金銭面だけでなく医療のサポートをしてくださる所があると助かります。また、後見人様の見解により本人にとって有益な行政サービスを受けることができない（印鑑を押せない、登記証明書を見せることが出来ない etc）ことがあります。統一していただけると助かります。

独居、身寄りなし、認知症の方が増えている中でとても必要な制度だと思います。今後ともよろしく願います。

- ◆ 親族の協力が困難で本人の認知面の低下が著しい方の取り組み方がよくわからない。
- ◆ 本来契約など、成年後見制度の活用が必要ですが、家族が代行していることが現実です。
- ◆ 老老介護や子どもたちが遠方で関われないケースが増えています。始めは夫や妻が身元引受人になり、入所をどちらかがされて、関わりは継続できても、突然病気等で身元引受人が関われなくなり、子供たちは疎遠な関係となると、親族がいても難しいことが多い。特養の施設として、家族に制度を説明して、前向きであれば、簡単に問い合わせができる先があると良い。「困ったときは・・・」の窓口があると使いやすい。
- ◆ 入所の場合でケアマンの家族が県外の方がいる。体調面で急変があり病院搬送された時、緊急の手術や処置について決定を求められる場合においてスタッフでは判断できない、そういった場合、後見人を活用できるといい。
- ◆ ALS を患っておられる利用者様が年々、ALS の疾患によるものではなく、加齢による判断力の低下が懸念されている為、補助人をつけたいと思い相談したが、ALS だから判断力の低下はないはず、と個別的な確認をきちんとせずにはじかれてしまった。たとえ、判断力の低下がみられな

いとしても身体的な障害で契付行為が行えず適切な代行者は必要だと思われる。もう少し幅広い成年後見制度の運用を検討してもらいたいと感じる。利用者様ご本人の権利侵害につながりかねないと思う。本人でないと契約できない。

- ◆ 申立書類の作成にあたって、書類をそろえたり受診につなげる際の支援者がいない、期待できないケースが多いため申立のサポートをしてもらえる制度や弁護士、司法書士の紹介をしてもらえると良いと思う。
- ◆ まだまだ系統的に遠い存在の様な感じですが。ご家族の協力が得られない時は事業所としてもどんなサポートをしていくかの検討の中で、壁になる事もありました。成年後見制度をもっと近くに誰でも受けられるような体制をお願い致します。
- ◆ 成年後見制度をよく知らないのでDVDをみさせていただきます。
- ◆ 保護者対象に成年後見制度の勉強会を実施しました。しかし保護者の反応が薄く現在実施せず。必要に応じて相談事業所と個別に対応しています。
- ◆ 保護者が本人の年金や工賃を使用している事に対して事業所の職員として伝えることが出来ない。
- ◆ 施設自体が新しく利用者も若い（そして保護者も）まだ成年後見制度自体にピンとこない様子が見られます。若い世代へのアプローチをどうしたらよいか悩むところです。
- ◆ 事例として知的障害や精神の方が多いため、ご自分で判断のむずかしい身体障害の方々にもわかりやすい説明がほしいです。
- ◆ 成年後見制度を利用するにあたり、具体的に受けられるサービスや料金など分かりやすく理解できる仕組み、相談しやすい場が明確だと良いと思います。事例がいくつかあるといいです。
- ◆ 特にありません。今回 就労移行支援サービス利用者の調査ということですが、成年後見制度を利用している方は、継続支援B型で1名いらっしゃいます。
- ◆ 障害者についての成年後見は必要性はあるが後見人が決まった時に後見人をやめさせることが出来ないことに対し納得できないこともある
- ◆ 別事業所で親族後見人の方がいるか 毎年裁判所に提出する（親族が高齢者の為と）のが手続きをふくめ大変といていた。法人の中で成年後見をまだとりにくんでいないが、利用者の親が高齢となってきており 成年後見人制度について勉強ふかめていく必要があると思っている。どこからすすめればいいのか分からない。
- ◆ 2年前に法人全体で1年を通して数回講師の先生に来ていただき講習を開催したが、家族の参加

が少なかった。比較的若い利用者さんが多いのでまだ現実味をおびていないのもあるが、先々の事を考えると早く対応しておいた方が良いと思われる。現状としてはなかなか進んで制度を利用される方は少ない。地域性もあり家族以外を受けいれない感もある。

- ◆ 今後、研修等で制度について勉強していきたいと思います。
- ◆ 親族の協力を得られる間は急がなくてもよいのではないのでしょうか。後見人としての業務に負担が生じているように思います。親族の協力が得られなくなる可能性がある方に対して今後の事を相談できる機関が身近にあることが必要だと思います。
- ◆ 訪問介護の場合、ケアマネが把握しており、連絡が密な場合と、後見人がついていても事業所で把握していない場合もあつたりします。(家族が対応している場合もあります) 障害の方は特に相談所で相談員の方が把握されており、プランのみという事もあります。成年後見人が必要と思う方もいらっしゃいますが、実際の状況を報告するという形でそれ以上は専門の方にお任せします。
- ◆ お一人暮らしの方で、必要と思われる方に声をかけても、費用がかかるのではないか？自分の財産を知られたり、管理されるのに不安を持たれます。
- ◆ 入所施設とコラボして、家族会等を開催した際に、研修、説明会等を行ってもらう。相談支援専門員の研修会等で説明してもらう。

## 湖西市

- ◆ どういう風にしたらいいのか？どこに相談すればいいのかわからないご家族が多く、またとても難しく考えておられるご家族が多い為、成年後見制度をもっと知ってもらえるような取り組みに期待したいです。
- ◆ 親の年金をあてにしている暮らし子供などの存在が今後ますます多くなるのではと感じています。しかし、あてにしている子供は、それが虐待なんだよという認識はおそらくありません。周りも一緒に暮らしている以上、どこまでが共同生活に対する自己負担で、どこからが経済的虐待かを見極めるのは難しいと思います。その辺りについて虐待しているのかも？と本人(子供)に気付いてもらうような広報が必要だと思います。
- ◆ 後に後見が必要になると考えられる方にも、自分で管理できるうちはなかなか後見の必要性を理解してもらえない。後見が必要である状況が分かりやすいパンフレット等があると理解してもらいやすいと思います。(はい、いいえで答えながら進んでいく様な図など)

- ◆ 市町申し立てがなかなかしてもらえない。
- ◆ 制度の必要性があると思われる方の収入が少ないため専門職に相談しにくい。また、市町申立てと思ってもなかなか認めてもらえない。身寄りがなく制度の必要性があるにもかかわらず、金銭のことになると強く拒否するため、なかなか前に進まない…本人、将来に対しての危機感がないように感じる。(本人が理解できるうちに進めたいが…)
- ◆ 地域包括支援センターがすぐに動いてくれるので助かっています。
- ◆ 現在、本人の施設利用規約や行政手続き、財産管理、意思決定支援等は親世代が担っているのが現状です。しかし利用者さんの年齢が40代から50代に向かう中で、本来なら今後親亡き後、その役割を担う兄弟姉妹世代は育児、仕事、兄弟間での繋がり希薄化など、親世代のようには動けず、その役割を担うのは難しいように感じられます。その為、親世代が動ける今のうちに本人の権利擁護が守られるように成年後見制度の理解、利用促進に向けた保護者会合同の研修会を行っています。
- ◆ 成年後見制度については、次のように考えています。

基本的には、当事業所を利用している方には適した制度ではないと考えます。

○日常的な金銭管理の支援は主な対象としていない。当事者の方は日々の生活の中におけるさまざまなことについての支援を必要としています。事業所としては日常的に本人の意思を尊重しながら、トラブルにならないよう支援をしています。この中に、日常的な買い物などで使うお金に関する支援も含まれます。

○成年後見人は次のような場面で役に立つものであると理解しています。

- ・施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合
- ・自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合
- ・特定の親族に対する贈与、経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合など

○成年後見人等にかかる費用の負担が高すぎる。

※負担額は月に数万円がかかると聞きます。月に2万円と仮定すると、負担額は年間で24万円、10年で240万円にもなります。

○当法人の運営するグループホームと日中の通所事業を利用しておられる方については、年金と当法人で働いた工賃収入(合わせて、月額8万円~9万円程度)で、家賃、食事、小遣いなど、通常必要とする生活費を賄うことができます。

○成年後見人の方は、本人のお金を守ることに重点が置かれており、本人が自分の部屋で見るテレビを買いたいと要望したところ、食堂のテレビを見るようにと言われ、買うことができなかったというような苦情も聞いており、本人の意思が十分に尊重されていないケースもあります。

○現在の成年後見制度は知的障害や発達障害などの特性を持つ人には合っていないと考えます。福祉の現場ではさまざまな支援が行われており、その支援を基本としながら、重大な契約行為、財産の処分などについては弁護士などの専門家が必要に応じて支援を行うような方法を整備していただくことが必要と考えます。

○権利擁護の視点は大切であり、日常的な生活のさまざまな場面で、本人の意思を大切にしながら、社会生活をする上で守るべきこと、お金を使いすぎて生活が破綻しないようなことにならないようにすることなどの支援を行っています。成年後見制度ではこのような日常的な出来事への対応が示されておらず、対象にもなっていないように思います。このような取り組みをしていただくためには、まず現場で起きている現実のことをご理解いただくことが大切であると思います。

- ◆ 権利擁護が必要であると思われる方も現状では親族の支援が受けられているが、この先支援者の高齢化等により継続的な支援が不能になるケースも今後散見されるのではと危惧している。同行して説明してもらおう等、市社協職員に協力してもらい、必要と思われる方にはまずは日常的な金銭管理で日常生活自立支援事業の利用を勧めている。今年度も一人支援利用開始の運びとなった。

成年後見制度についてはご家族が健在であるうちに制度の活用を開始すると良いのだが、こちらから説明しても、なかなか敷居が高く感じられている様子である。さらなる啓蒙活動も必要かと思われる。

- ◆ 定期的に研修がおこなえる環境があるとよい 難しく考えてしまうと、基本的な流れかわかる研修があるとよい

## 松崎町

- ◆ 現在、事業所で担当しているケースでは、成年後見人等がついてくるケースはないが、高齢者が増える中で、キーパーソンがいないケースの増加も予想され、今後、成年後見制度への取り組みは、さらに重要かつ、難しくなってくるのではないかとと思われる。

## 河津町

- ◆ 専門職後見人への報酬助成について、市町申立に限らない対象へと広がる流れがあるが、当町としては申立件数自体が少ないため、報酬の上限額や利用者資産要件を明確にすることが難しい。そのため、県全体で報酬助成方法と金額を統一していただきたい。
- ◆ 成年後見制度があまりよくわからない
- ◆ 後見人制度にかかわりがないのでよくわかりません。

## 函南町

- ◆ 成年後見において、一番大切なのは本人の権利擁護と考えます。身体の安全、財産の保護を中心として出来るかぎりの自己決定も保証されるよう進める必要があります。世間一般では、親族による搾取や専門職による不正への危惧が言われています。後見監督人の役割が増々重要になると思います。
- ◆ 当施設では、身よりがなく成年後見人が必要な場面が多いですが生活保護であったり、中途半端は年金収入の為生保になれていない方が多いです。後見人への報酬が支払えない為、費用がかからない方法があれば助かります。
- ◆ 後見人の代理人とケアマネの意見が折り合わず、物別れになった経験あり。慎重にならざるを得ない。
- ◆ まだまだ勉強不足で今後もサポートを受けたい
- ◆ 潜在的に成年後見制度を利用しなければならない利用者が増えていると思いますが、費用面で利用が難しいケースはどうしたら良いか対応に戸惑うケースもあります。また、親族がおらず成年後見人がついたところで手術の際の意思表示など本人家族ができないことの代行、代理は難しいのでどのように対応すべきか戸惑いがあります。
- ◆ 内容がむずかしく感じるためか 保護者の方にも受け入れられないようである。

## 清水町

- ◆ 市町、行政、担当者に制度の必要性、重要性を十分に理解してもらいたい
- ◆ 身よりがいなかったり、親族の協力を得られない方の申し立てについての相談できるところをお教え願いたい。
- ◆ 同封していただいたパンフレットはとてもわかりやすいですが、知的障害を持つ方たちのために、更にわかりやすく説明していただける機会をつくっていただけるとよいと思います。
- ◆ 成年後見人制度の取り組みは清水町でも行われています。障害者の高齢化が進みますます必要とされてくると思います。今後の動向を踏まえニーズに合わせた対応を心がけたいと思います。
- ◆ 申立段階での相談・支援

## 長泉町

- ◆ ご家族が認知症と診断された場合、医師等からも積極的に成年後見人制度についてのアナウンスを行うような取り組みをしていただけると認知症が進行していくうえで判断が必要とされる場合においてスムーズにいくと思います。まだまだこの制度の周知が薄いと思います。
- ◆ 専門職後見人の受任者数の確保
- ◆ 申立書類も多く申請に手間がかかるのでもう少し簡素化できるように取り組んでいただければありがたいです。
- ◆ まずは、日常生活自立支援事業から介入して頂き、状況に応じて後見に繋げる等の段階的に勧められれば、利用者様も困惑しないのではないかと思います。急に通帳からお金がおろせなくなり、銀行でパニックになっている状況がありました。
- ◆ 質問内容が難しく私自身理解できたかどうかわかりません。ケアマネが実態を把握しているのでケアマネへの問いの方が良いと思います。
- ◆ 成年後見人へのハードルが高いイメージがあります。また現在、関係のある後見人の方でも介護に理解ある・ないの差がある様に思います。
- ◆ 8050問題や知的障害児との同世帯家族、親も高齢になり子ども引きこもり、何らかの障害あり、就労もできない世帯へのサポートが今後必要になってくると思われれます。上手に制度利用をすすめて頂ければと思います。
- ◆ 相談してから後見人がつくまでの時間がかかる、なかなか進まないイメージ。→市町にもよるかと思うが必要か否かの判断がなかなかでない

- ◆ 今後、当施設でも研修に参加していきたい。

## 小山町

- ◆ 親族のいない方が多くなってきているように思います。生活保護の方の治療や延命等に苦慮することがあります。

## 川根本町

- ◆ 血縁者が少ないもしくはいない方などは頼れる機関や人がいないと生活の様々な面で不都合が起きるので制度を活用できる支援を進めて行ってほしいと思います。
- ◆ 地域性もあり、制度の利用に至るまで、いろいろな問題が出て来るので、全て外部の方に進めて頂く事が出来ると安心な気がします。



# 成年後見制度に関する実態把握調査

## 報告書

令和3年3月

編集  
発行 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70